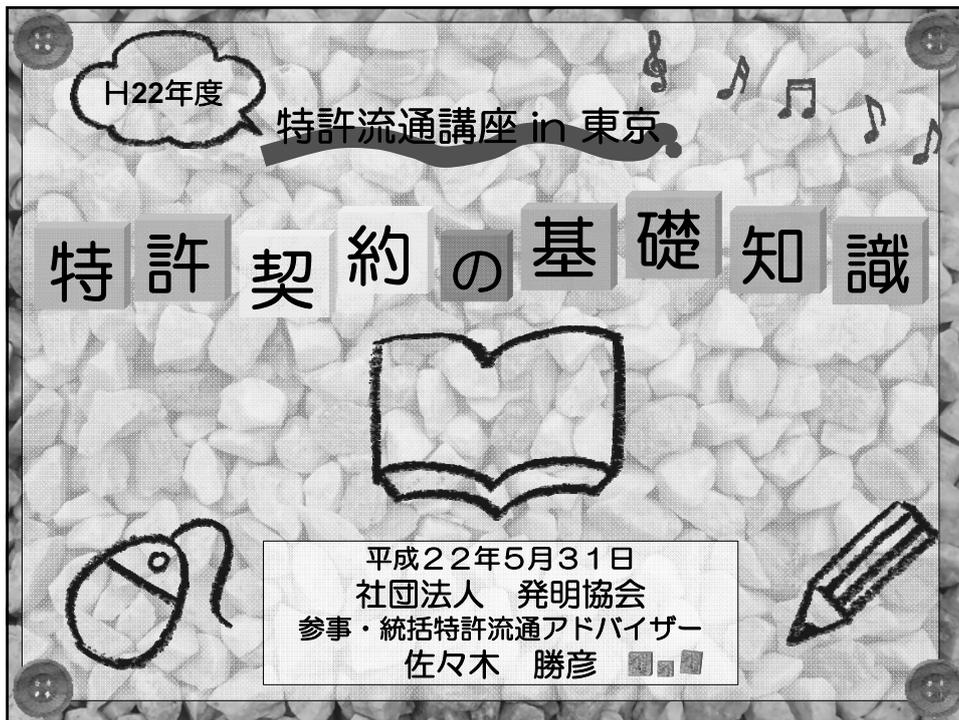


H22年度 特許流通講座 in 東京

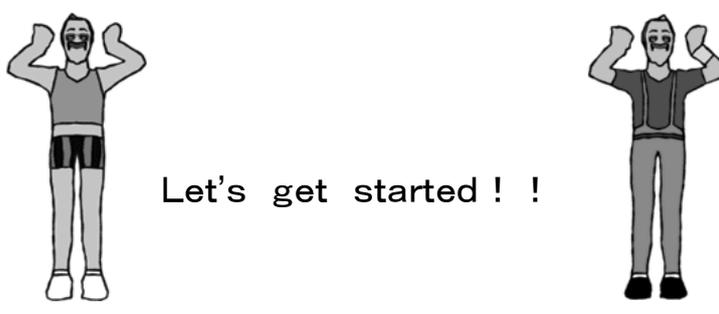
特許契約の基礎知識

平成22年5月31日
社団法人 発明協会
参事・統括特許流通アドバイザー
佐々木 勝彦



はじめに

Let's get started !!



2

平成17年度2月12日付 朝日新聞（朝刊）によると・・・

今後重要となる問題

	複数回答	数字は%
		46.7
② M&A・企業再編		33.1
③ IT関連		30.6
④ 電子商取引		28.5
⑤ 企業倫理		24.1
⑥ 環境関連		23.8
⑦ 情報管理		23.8
⑧ 消費者関連		21.5
⑨ 独占禁止法		14.8
⑩ 株主代表訴訟		13.4
⑪ 雇用形態の多様化など労働関連		11.7

3

重み増す「法務」「知財」の仕事



4

知的財産 最近の動き



5

職務発明 対価訴訟

キングジム



商品化



テプラ



ぴーたっち

自社での製品化見送り
キングジムにOEM供給

その後、自社商品を
別名で製造・販売

テプラの分の
対価も払え！



ブラザー工業

1986年～88年
ラベルライターに関する
複数の基本発明を考案

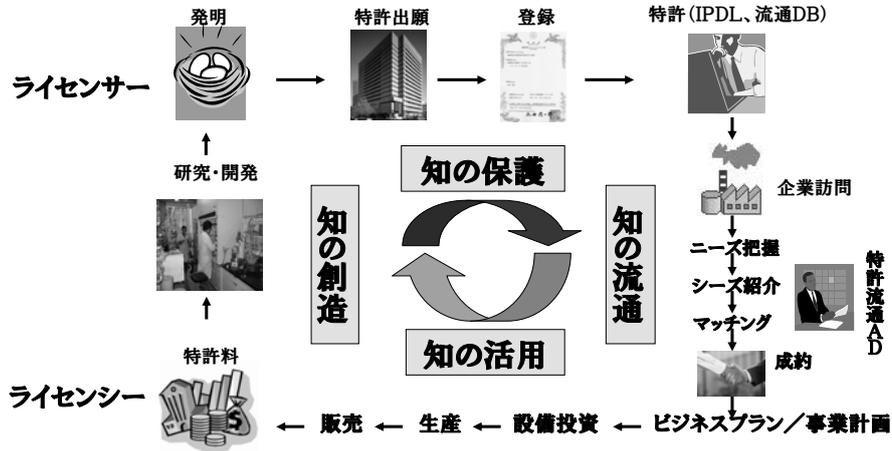


発明した社員2名

6

知的創造サイクルと特許流通

知的創造サイクルを、国レベル、地域レベル、TLOレベルで連携させ
活性化を図る事が、特許流通の鍵である。



なぜ特許を取るか

一攫千金を夢見て……

特許→技術を凝縮したもの
排他的独占権

1件につき
100万円以上
かかる

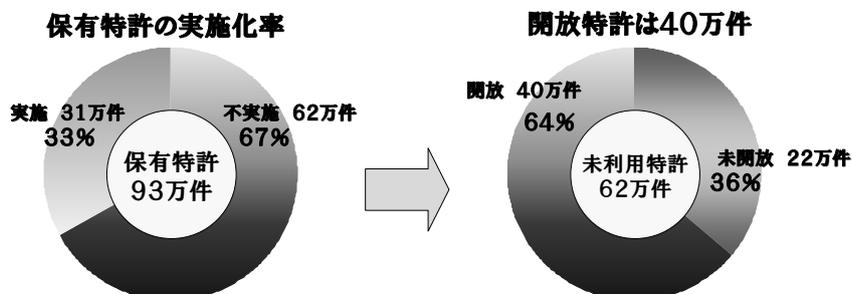
他人の特許を盗む→冒認特許→無効

他人の特許を侵害する

↓
差止請求権
損害賠償請求権
不当利得返還請求権

特許は使ってこそ意味があるもの

(開放特許:他社に実施許諾しても良い特許)



- ・約40万件に及ぶ開放特許が活用機会を待っている
- ・その有効活用は新規事業創出の鍵となります
- ・メリット
 - ・開発投資の削減
 - ・開発期間の短縮
 - ・開発リスクの回避
 - ・新商品開発を行う有効な手段

11

特許を取れば大儲け？

家庭の一主婦が特許権を取ってウン億円！

- ① 初恋ダイエットスリッパ 2000円～3200円

売上高(推定)50億円



- ② ウィンナーカット 100円～

売上高(推定)12億円



- ③ ラクダーネ 5500円

売上高(推定)7億円



- ④ ハンガーストップ 300円

売上高(推定)3億7000万円



- ⑤ 地下鉄乗り換え便利マップ

売上高(推定)2億円

特許権で儲かる仕組み

特許権ってどういう権利？

- ⇒発明を独占的に実施(製造・使用・販売等)できる権利 ※参考 特許発明＝権利になったもの
- 一定期間(特許権は出願から20年間)市場において発明を独占できる
- ⇒経済的利益をゲット＝特許で儲かる理由



- ◆市場を独占しても、発明自体の需要がなければ儲からない
＝特許があっても儲からない
- ◆特許権を与えたいために行われる特許庁での審査が保証してくれるもの⇒産業で使える新しい簡単に
- ◆考えることができない発明≠発明が市場に受け入れられるかどうかとは無関係



「特許」という手段を市場独占のために用いる最大のメリットは？

- ◆特許権による独占は一定の手数料だけで国が与えてくれる
⇒低コストで済む
- ◆一主婦の特許を取って儲けたこと
⇒特許権を取ったことも重要な要因
- ◆発明の市場における潜在的な需要があった
- ◆発明を実施した企業努力



大企業と異なる中小企業の特許戦略

- ◆中小企業の特許戦略＝攻め一本
⇒特許を利用して儲けること
- ◆大企業は、特許で、儲けるという発想は希薄
- ◆大企業の研究者から、研究成果として発明が出る
⇒先行技術調査をして特許出願
- ◆特許出願して特許を取るまでの経費：50～100万円超
- ◆中小企業が大企業と同じように特許出願すれば経費倒れ

開発は何のために行うか

- ◆ 開発は社会の変化に合わせて変える行為
- ◆ 松下幸之助氏曰く「社会の変化は自分が作るもの」
⇒ 顧客のニーズを的確につかみ、シーズの提供
- ◆ 本質的には顧客はニーズを持っていない？
- ◆ 提供されたシーズが、たまたま顧客のニーズに合致した(マッチング)



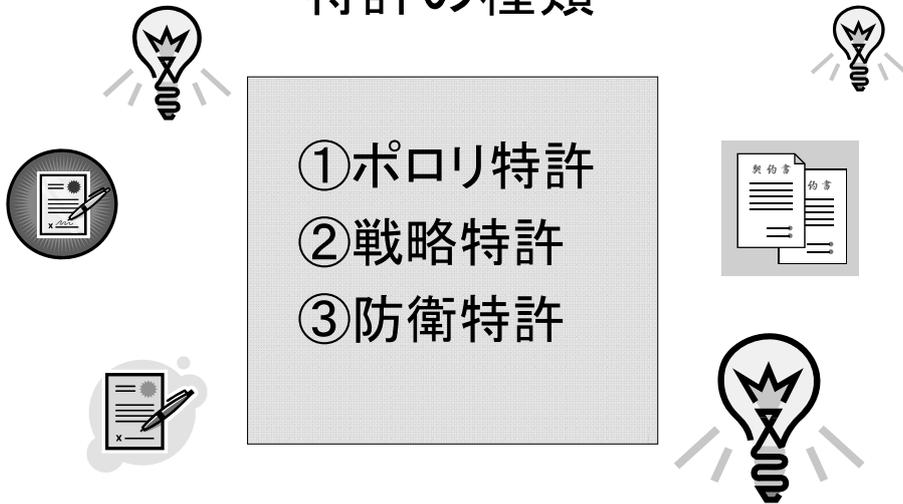
特許は儲けるためにあるって どういうこと？

- ① 去年よりたくさん売れること
- ② 去年より高く売れること
- ③ 去年より顧客が多いこと

上記3つの観点から、開発がどれを目的にしているかを
明確にすること

独創的な知識(=会社の資源)を理解しない経営者で
ないと特許権略は立てられない

特許の種類



19

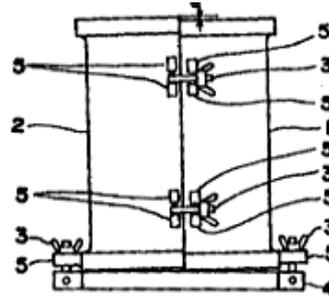
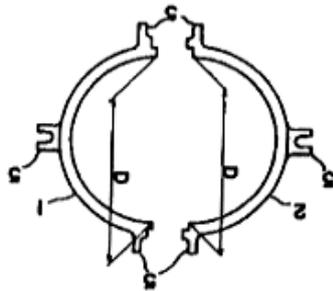
① ポロリ特許の事例

- ・ 発明の名称 ＊コンクリート供試体用型枠
- ・ ライセンサー 神戸の大手重工業
- ・ ライセンシー 札幌の中小企業
従業員 5人
機械一般の製造：卸
- ・ 通常実施権の許諾
→ 専用実施権の許諾に切替
- ・ ポイント

20

従来

1. 型枠がボルト組立のため精度が出にくい
2. 型枠組み立て作業に時間がかかる
3. 型枠組合せ部にコンクリートが付着しやすく掃除が大変



21

<コンクリート供試体用型枠>

対象案件: 特許第1330967号 — 相手方 A社

概要: コンクリート供試体用型枠の構造に関する特許

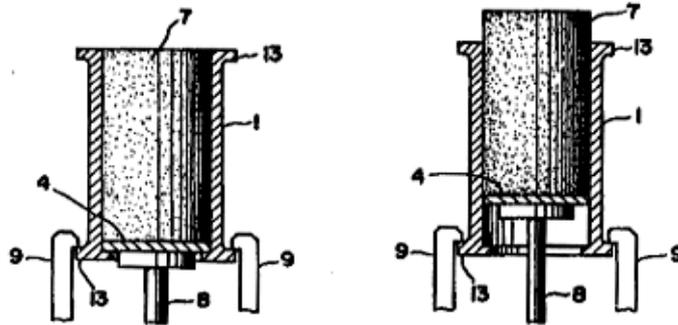


- 特 徴**
- ・従来の分割脱型方式を改良し押抜脱型方式とした。
 - ・構成の単純化により、脱型、清掃、塗油までの作業の自動化が可能に。
- 経 緯**
- ・昭和57年対象特許出願。
 - ・昭和60年A社の申し出により特許実施許諾契約締結。
 - ・平成9年A社の申し出により特許専用実施権許諾契約書に更改。
- 対象製品**・型枠に脱型装置(清掃装置、塗油装置を装備した半自動機)を組み合わせた形で販売
- 備 考**・自社実施はないが他社へライセンスした案件

22

本発明により..

1. 供試体の寸法精度の向上
2. 供試体製作の作業性向上(構造が単純なので掃除が簡単等)
3. 多量生産性の向上(供試体製造の自動化が可)



23

② 戦略特許の事例

ライセンサー：大手音響メーカー
発明の名称：音声による歌詞逐次送り方法

ライセンシー：日本コロムビア、
カラオケ機器大手メーカー等

*ポイント — 相手が使うと
予想される
戦略特許



最終的には無効

24

企業が熾烈な競争に打ち勝つために

事業戦略

- ①事業の多角化
- ②市場の拡大

目的達成手段

- ①自社技術の開発
- ②第三者からの技術導入
オープンイノベーション

25

特許等の成果の利用

契約の
必要性

1. 自社独占（理想的）
製造販売
2. 第三者との特許ライセンス
（実施許諾をする・受ける）
3. 共同研究（委受託研究）
4. 業務提携 等

26

人生色々 契約も色々

特許/技術の利用→当事者間の契約

契約とは

1. 契約に困まれた社会
約束は守らなければならない
契約と約束の違い
2. 契約の成立
合意＝申込と承諾との一致
契約書の意義

27

(1) 特許権等譲渡契約

権利者が、特許権(出願中を含む)等を、第三者に譲渡するときに締結する契約で、一種の売買契約

(2) 特許(ノウハウ)実施許諾契約

特許権及びノウハウを使用して、ある製品の製造・販売等を行う権利を第三者に許諾する時に締結する契約

28

(3) サブライセンス(再実施)契約

ライセンサーより第三者に実施許諾を受けた契約

(4) 共同研究契約

特定の技術・製品の研究または開発を第三者と共同で行うときに締結する契約

(5) 研究委託(受託)契約

特定の技術・製品の研究または開発を第三者に委託して行うときに締結する契約

29

(6) 特許共同出願契約

発明などについて、共有名義で出願を行うときに締結する契約

出願当初より共同出願をする場合の契約(契約時期は出願前後を問わない)と、出願当初は単独出願であったものを、その後の事情により共有名義に変更する場合の契約がある

30

(7) オプション契約

オプション契約

ライセンス契約の締結を検討するために、ある一定期間、対象技術、権利を評価する機会をライセンシー候補に与え、もし満足する評価結果が出た場合には、オプション契約に添付されているライセンス契約を締結することができる選択権付契約。(秘密性を本質とするノウハウに関するライセンス契約において有益)

ライセンサー

ノウハウは、その本質が秘密性にあり、ライセンス契約締結以前には、ノウハウの内容、特に全容を開示したくない。

ノウハウライセンスにおいては、両者の立場を考慮して、妥協的な形としてオプション契約が利用されている(オプションフィーといった一定の対価を支払う義務が付帯するのが一般的)

ライセンシー

ライセンス契約の条件を判断するために、ノウハウの全容、少なくともその概要を事前に知りたい状況にある。

(注) オプション不行使の場合の後処置を明確に決めておく(開示した技術・情報の返還、その秘密保持ならびに不使用の残余効(通常は5年程度)、オプション期間中に得られた成果の取扱い等)

31

オプション契約とは

オプション契約とは

本契約を締結するまでの予約契約
(いわば婚約) 結婚するかどうかの選択権を
与える契約

開示者⇒被開示者に技術情報等を開示
被開示者は提供を受けた技術情報等を評価・
検討⇒オプション期間中

32

- オプション契約の行使期間の効果
評価OK⇒本契約の締結(ライセンス契約
共同契約)
評価NO⇒提供受けた技術情報の返還義務
対価の不返還義務

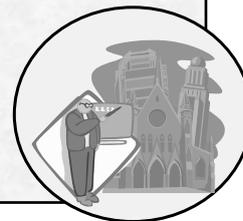
オプション契約の留意点

- ①開示・提供する技術情報等の範囲の取り
決め
- ②秘密保持条項の設定

33

(8) 不実施補償契約

元々独自で特許を実施することのない
国、地方自治体、大学・TLO等と
特許を共有しているケースで、
一方の当事者のみが実施する場合、
相手である国、地方自治体、大学・TLO等に
対価等の支払いをすることを取り決める契
約



34

(9) OEM契約

自社で製造した製品に相手方のブランドをつけて相手方に供給する契約

(10) クロスライセンス契約

特許権者の保有する特許等を他の当事者に等価とみなし相手方の特許等を使用できる契約

35

その他の契約

(1) 秘密保持契約・技術情報開示契約

ある目的のために技術ノウハウ等を開示するに当たって、その内容を第三者に漏洩してはならないことを取り決める契約

(2) サンプル提供契約

(3) 技術指導契約

(4) ノウハウ契約

(5) 下請契約

(6) 代理店契約

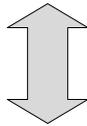
36



【契約とは】

37

契約書を書く



契約書を読む



検討・解釈

38

弁護士法 弁理士法

弁護士法

- ・ (非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)
- ・ 第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

弁理士法

- ・ 弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)
- ・ 第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理(特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。)又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成を業とすることができない。

39

ケーススタディー 契約上問題のある条項例

特許
印紙

覚書

東京都……………所在の発明株式会社 常務取締役
今野 左平太(以下「甲」という。)と考案株式会社(以下
「乙」という。)とは、三次元計測器に関し、次の通り契約
を締結する。

40

第1条（定義）

本契約において、下記の用語は、それぞれ次の意味を有する。

- (1)「本件特許」とは、甲の所有する特願2008-19387号(発明の名称:三次元計測器)をいう。
- (2)「契約製品」とは、惣菜豆腐及びその類似品をいう。

41

第2条（実施許諾）

1. 甲は、乙に対し、本件特許により契約製品を関東地方において販売する通常実施権を許諾する。
2. 乙は、契約製品を第三者に再実施し、下請製造させてはならない。
3. 乙は、甲の指定する者を通じて契約製品を販売しなければならない。
4. 乙は、本件製品を100丁以上製造・販売してはならない。

42

第3条（輸出）

乙は、本件製品を全世界に販売できる。

第4条（下請生産）

乙は、本件製品の全部又は一部を下請生産するものとする

第5条（実施権設定登録）

乙は、乙自身で本件特許の通常実施権の設定登録を行なうことができる。

43

第6条（競争品の販売禁止）

乙は、本契約期間中及び終了後、契約製品の競争品・類似品を製造、販売してはならない。

第7条（特約）

乙は、本件特許が、平成20年3月末までに登録にならない場合は、本契約を解約し、甲に損害賠償を請求することが出来る。

第8条（実施料）

1. 乙は、甲に対し、金500万円を支払う

44

(8条つき)

2. 乙は、契約製品に対して4%の実施料を甲に支払う。なお経済事情に著しい変化が生じたときは、乙は甲に対し実施料の減額を請求する事が出来る。
3. 甲は、毎年12月に翌年度の契約製品の販売価格について乙に通知し、乙は、販売価格を決定する。
4. 甲は、乙の会計帳簿を1回限り検査できるものとし、乙はこれに協力する。

第9条（本件特許の維持）

乙は、本契約期間中および契約終了後、本件特許および本件ノウハウを維持しなければならない。

45

第10条（不爭義務）

乙は、本件特許の有効性または本件ノウハウの公知性を争ってはならない。

第11条（保証）

1. 甲は、本件特許の無効事由の存在しないことを乙に保証する。
2. 甲は、本件特許の無効が確定した場合でも、第6条に規定した対価を乙に返還しない。
3. 甲は、乙が納入した契約製品が、顧客よりクレームがあり契約製品に瑕疵があることが判明した場合でも、一切保証しない。

46

第12条（侵害）

第三者が本件特許を侵害したときは、乙は速やかにその旨を甲に報告するとともに、乙の名義で、当該侵害者に対し差止請求訴訟等を提起するものとする。

第13条（販売努力）

乙は本件製品の販売について最善を尽くすものとし、乙が最善努力を怠った場合は、本契約を解除し、損害賠償を甲は請求する。

第14条（原材料の購入）

乙は、甲の指定する第三者から本件製品に必要な原材料を購入するものとする。

47

第15条（契約終了の場合の措置）

乙は、契約期間満了後、契約製品を無償で製造、販売できる。

第16条（譲渡等）

甲は、本契約又は本契約で定める権利、義務を第三者に譲渡することが出来る。

第17条（改良技術）

本契約期間中及び終了後、乙が本件製品に関して改良発明等をした場合には乙は速やかに甲に通知し、甲の名義で特許の出願を行なう。但し、当該特許出願に係る費用は乙の負担とする

48

第18条(秘密保持)

乙は、甲から開示された技術情報は、本契約期間中及び契約終了後も第三者に開示してはならない。

第19条 (契約期間)

本契約の有効期間は、調印日から5年間とする。ただし、甲の都合でいつでも本契約を解除出来る。

第20条(紛争の解決)

本契約に関し、発生する紛争または解釈上の疑義については栃木地方裁判所とする。

第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈並びに運用について質疑等が生じたときは、仲裁にて、円満に解決するものとする。

49

上記契約を証するため本契約書2通を作成し、各当事者それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

東京都墨田区△△町1-30

甲 発明株式会社
特許係長_____印

乙 考案株式会社
代表取締役社長_____印

立会人 日和見 義正 印

50

契約の一般的知識と 当事者の意思と民法の規定

当事者の意思の確認

裁判では、「当事者の意思」が民法の規定より優先される。
しかし、契約書に記載がない限り、当事者の意思を証明することは難しい。

契約書の必要性

51

法律と契約ではどちらが優先されるか？

法律と契約の関係

法律→大きく分けて3種類

1. **民事法(民法・商法等)**
2. 刑事法(刑法等)→刑事罰
3. 行政法(独禁法・外為法等)→行政罰

民事法

A. 強制法規

1. 親族・相続に関する規定
2. 担保物件に関する規定
3. 法人に関する規定

B. 任意法規(民§91)

4. 当事者の便宜のために設けられた規定

～民法と商法の関係～

商法が民法
の規定より
優先される

私人間で勝手に取り決めても無効

契約は法律に左右されず
原則、契約が優先

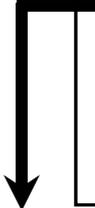
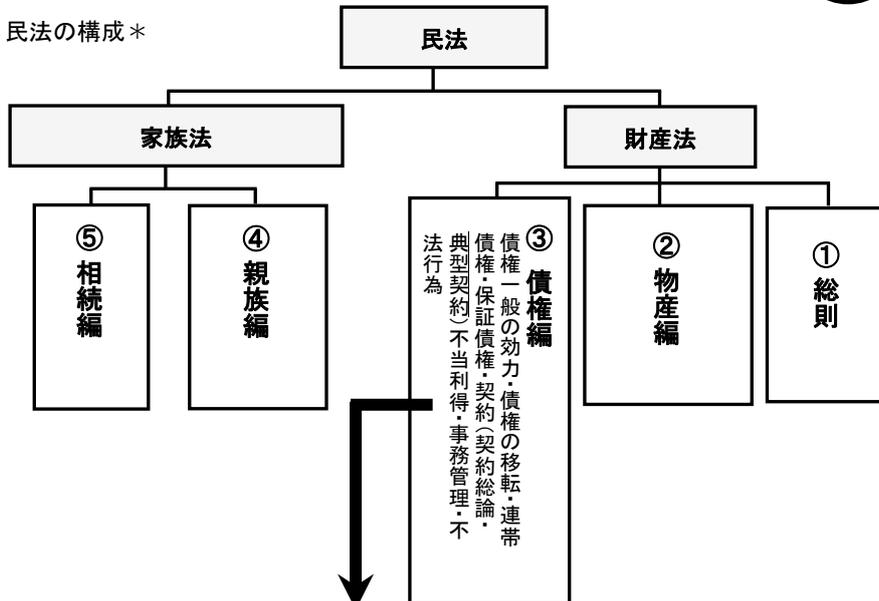
52



特許実施許諾契約は民法と関連づけられています。

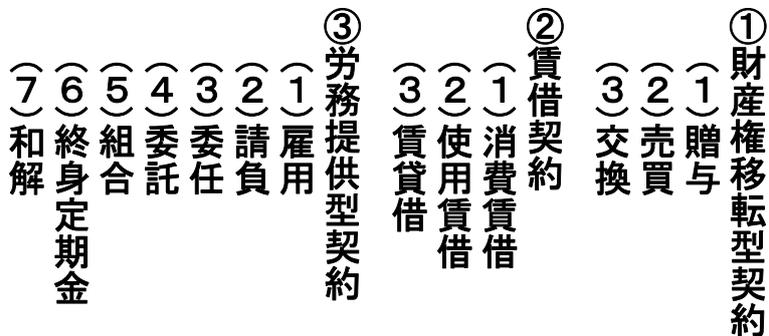
民法

民法の構成



典型契約=有名契約

実施契約は、
非典型契約
=無名契約





契約書の作成にあたり、民法の強行規定・任意規定に留意したか？

民法

強行規定

民法 § 90

= 公序良俗 に関する規定



当事者は自由な内容の契約を結ぶことができる。
但し、公の秩序に関する規定に反する契約を
結ぶことは認められない。

- ・賭けマージンでの賭け金支払契約
- ・愛人への手当て支払契約
- ・大麻売買契約

契約しても無効

任意規定

= 共有者の持分の割合 に関する規定

それぞれの共有者の持分は
すべて同じ割合である。(民法 § 250)



57

公序良俗 民法90条

事実

結婚している男性が、そのことを知っている女性との間で
将来結婚を約束。

実際結婚できるまでの間、生活費を払うという契約をした。
愛の破局が訪れた 早訴えてやる！

判例 公序良俗違反

このような契約は離婚を前提
裁判所が生活費の支払いを容認すると離婚を促進



58

契約の解釈

ベニスの商人

登場人物

金貸し シャイロック



借り主 アントーニオ

裁判官 ポーシャ



39

ベニスの商人

「証文に記されたとおりのこれこれの日にこれこれの場所で
これこれの金額をお返し願えない場合は、その違約金代わりに
あんたのからだの肉をきっかり1ポンドいただく、っていうのはどうだろう。
それも俺の好きな場所から切りとっていい、ってことにしていただきたいんだが」
「よからう、喜んでその証文に判を押すことにする」
ところが、この契約は、裁判官に扮したポーシャによって、次のように解釈される。
「この証文によれば、血は一滴もおまえに与えていない、ここに明記されているのは
「肉1ポンド」だけだ、従って証文通り、肉1ポンド受け取るがいい、だが切りとる
ときに、もしキリスト教徒の血を一滴でも流せば、おまえの土地、財産はすべて、
ベニスの国法に従い、国庫に没収される。そう心得るがいい」
「さあ、肉を切りとる用意をするがいい、但し、血は流してはならんぞ、
また切りとった肉は正確に1ポンド、それ以上でも以下でもいけない。かりに
1ポンド以上、または以下の肉を切りとれば、たとえその軽重の差が1ポンドの
1000分の1にすぎなくても、とにかく秤が髪の毛一筋ほどの傾きでも見せたとなれば
その身は死刑、財産はことごとく没収することになる」
(小田島雄志訳 シェイクスピア全集2 白水社)

契約の解釈が行われたわけである。

そもその契約は公序良俗に反し無効仮にそのことを考えないとする。解釈について
どう感じるだろうか

ある人は「そりゃ あんまりだ 肉1ポンド切りとつても良い」ということであれば
常識的に考えて血が流れてもいっていいということになるじゃないか」 多数派

60

契約内容

契約条件

・肉1ポンド(違約金)

判決

・1滴の血も流してはならない



違反すれば土地・財産は没収 死刑

契約判断

公序良俗違反 → 契約無効

当事者のした意思表示の内容の解釈



61

契約の解釈の基準

当事者のした意思表示の内容を解釈



「肉1ポンドを切り取ってもよい」

→表示の意味内容が解釈される

①当事者の内心意思の基準

②外部に現れた客観的な意味
の基準

→②が通説



契約書を作成する上で関係してくる主な法律等・法律用語

～ 主な法律等 ～

- ・ 特許法等の産業財産権四法
- ・ 民法
- ・ 商法
- ・ 不正競争防止法
- ・ 独占禁止法
- ・ 著作権法
- ・ PL法
- ・ 外為法
- ・ 薬事法
- ・ 種苗法
- ・ 弁護士法 & 弁理士法
- ・ 判例 ……等

- ・ 特許法
- ・ 実用新案法
- ・ 意匠法
- ・ 商標法

知っておきたい ～ 法律用語 ～

善意	ある事情を知らないこと
悪意	ある事情を知っていること
故意	わざとすること
過失	不注意のこと
重過失	当然注意すべきことをしなかったとき
善意無過失	不注意もなく知らなかったとき



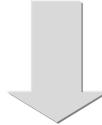
63

知的財産の利用に関する 独占禁止法の指針



64

ライセンス契約を検討する上で
切っても切れない法律の1つ



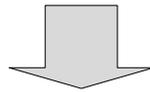
独禁法

65

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」

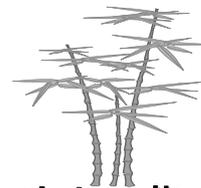
・ 1999年7月30日

「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占
禁止法上の指針」



・ 2007年9月28日

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指
針」



66

旧ガイドラインを廃止し、 新しく本ガイドラインを策定した理由とは？

- ① 産業界において知的財産戦略の活用が高まっていること。
- ② 旧ガイドラインの対象外であるソフトウェアについても考え方の明確化を求める要望があること。
- ③ EUにおいて2004年技術移転協定に対する競争法適用に関する「規制の改定とガイドライン」の策定が行われたことが指摘されます。

67

独占禁止法21条

「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法または商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」



【本条の主旨】

本ガイドラインも旧ガイドラインに引き続いて21条の解釈として趣旨逸脱説を採用しているが、知的財産法の趣旨、目的に関して旧ガイドラインでは「発明を奨励する等を目的とする技術保護制度の趣旨」と述べたのに対して本ガイドラインでは「事業者により創意工夫を発揮させ技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨」を表現している。

68

本ガイドラインの規制の三柱

- ① 私的独占（独⁵§ 2）
- ② 不当な取引制限（独⁶§ 2）
- ③ 不公正な取引方法（一般指定16項目）



これらの代表的な規制類型ごとに、独禁法上の問題点や適用に当たっての考え方を記述している点

➡ 旧ガイドラインと同様

本ガイドライン

➡ 各規制類型に共通する「市場」についての考え方や「競争減殺効果」の分析手法などを横断的に捉え、一括して説明を加えている

69

独占禁止法の所轄官庁である公正取引委員会が公表した【不公正な取引方法の16類型】

独禁法

1. 共同の取引拒絶
2. その他の取引拒絶
3. 差別対価
4. 取引条件等の差別取扱い
5. 事業者団体における差別取扱い等
6. 不当販売
7. 不当高価買入
8. 欺瞞的顧客誘因
9. 不当な利益による顧客誘因
10. 抱き合わせ販売等
11. 排他条件付取引
12. 再販売価格の拘束
13. 拘束条件付取引
14. 優越的地位の濫用
15. 競争者に対する取引妨害
16. 競争会社に対する内部干渉



70

① 私的独占の観点から

1 技術を利用させないとする行為

- パテントプールを形成する事業者によるライセンスの拒絶
- 一部の事業者による有力な技術の取得後、他の事業者
にライセンスしないこと

(横取り行為)

- 競争者の利用可能な技術をプールし自身では利用しない
で競争者にライセンスしないこと(買い集め行為)
- 自らが権利を有する技術が規格として採用された際のラ
イセンス条件を偽るなど、不当な手段を用いて当該技術
を規格に採用させ、規格確立後ライセンスしないこと
- 公共機関が調達する仕様を定めて入札する際、仕様に
あった技術を持っている者が、ライセンスを拒絶すること

71

II 技術の利用範囲を制限する行為

III 技術の利用に条件をつける行為

- マルチプルライセンスを行ない、製品の販売価格、
販売数量、販売先等を制限すること
- 規格に係る技術や必須技術をライセンスする際に、
代替技術の開発を禁止すること
- 規格に係る技術や必須技術をライセンスする際に、
他の技術のライセンスや製品の購入を義務づける
こと

72

② 不当な取引制限の観点から

- i. マルチプルライセンス
- ii. クロスライセンス
- iii. パテントプール

73

③ 不公正な取引方法の観点から

公正競争阻害性

- i. 競争減殺
- ii. 競争手段としての不当性
- iii. 自由競争基盤の侵害

74

* 制限条項について

◆いずれの条項についても「原則として」であり、そこに分類される行為のすべてが、違法、または合法になるわけではありません。

(その意味では、すべての行為はケースバイケースで判断されるのであり、黒条項または白条項に分類される行為は最終的に違法または合法になる確立が相対的に高いと云うに過ぎない。)

75

不公正な取引方法に該当する制限行為 ① (黒条項)

◆ ライセンサーはライセンシーに対し

- 販売価格・再販売価格の制限をしてはならない。

- 国内市場の競争に影響のある場合の輸出価格の制限をしてはならない。

- 研究開発活動の制限をしてはならない。


76

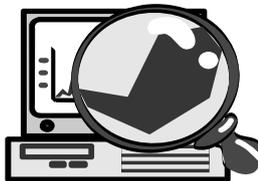
不公正な取引方法に該当する制限行為 ② (黒条項)

ライセンサーはライセンシーに対し

➤ 改良発明等の譲渡義務を課してはならない。



➤ 独占ライセンス義務を課してはならない。



77

不公正な取引方法に該当する場合がある 制限行為として分類されるのは(灰条項) ①

◆ ライセンサーはライセンシーに対し、下記の制限をした場合不公正な取引方法に該当する場合がある。

- ① 技術を利用させないようにする行為
- ② 最高製造数量(技術の使用回数、輸出数量、販売数量)の制限
- ③ 原材料・部品に係る制限
- ④ 販売の相手方の制限・指定する者を通じて輸出する義務
- ⑤ 競争品の製造・販売または競争者との取引の制限

78

不公正な取引方法に該当する場合がある
制限行為として分類されるのは(灰条項) ②

- ⑥ 不競争義務(ライセンスの対象技術に付着する権利-ライセンサーが保有する権利-の有効性を争わない義務のこと)
- ⑦ 一方的解約条件
- ⑧ 技術の利用と無関係なライセンス料の設定
- ⑨ 権利消滅後の制限
- ⑩ 一括ライセンス
- ⑪ 技術への機能追加
- ⑫ 非競争義務(ライセンシーが保有する権利をライセンサーやライセンサーが指定する事業者に対して行使しない義務のことです。)

79

ライセンサーがライセンシーに対し次の制限をした場合原則として不公正な取引方法に該当しない
(白条項) ①

- ① 区分許諾 製造・譲渡・使用・輸出等
- ② 技術の利用期間の制限
- ③ 技術の利用分野の制限
- ④ 製造地域の制限(*)
- ⑤ 最低製造数量(技術の使用回数、販売数量)の制限
- ⑥ 製品の輸出の制限
- ⑦ サブライセンス先の制限(新規)



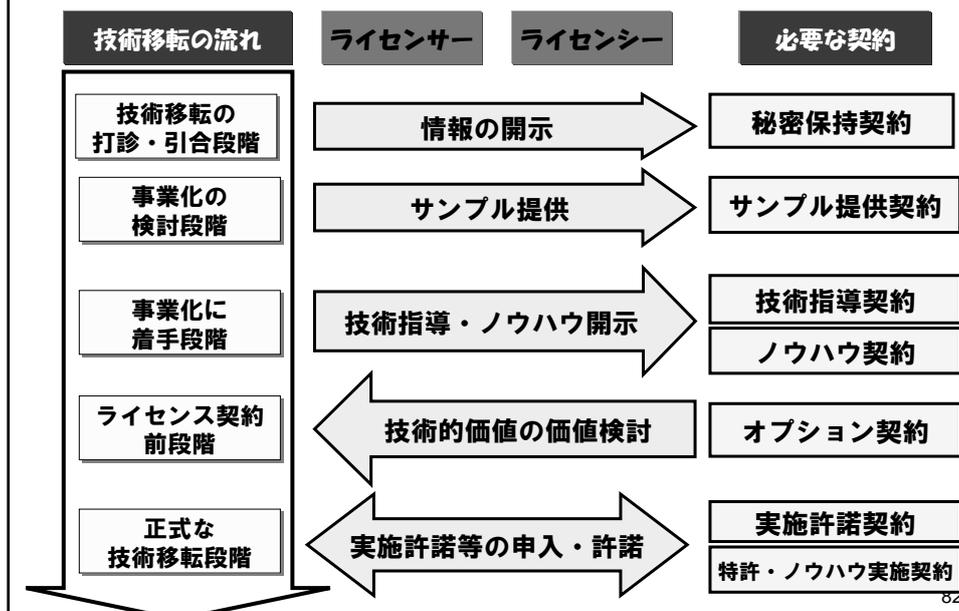
80

ライセンサーがライセンシーに対し次の制限をした場合原則として不公正な取引方法に該当しない
(白条項) ②

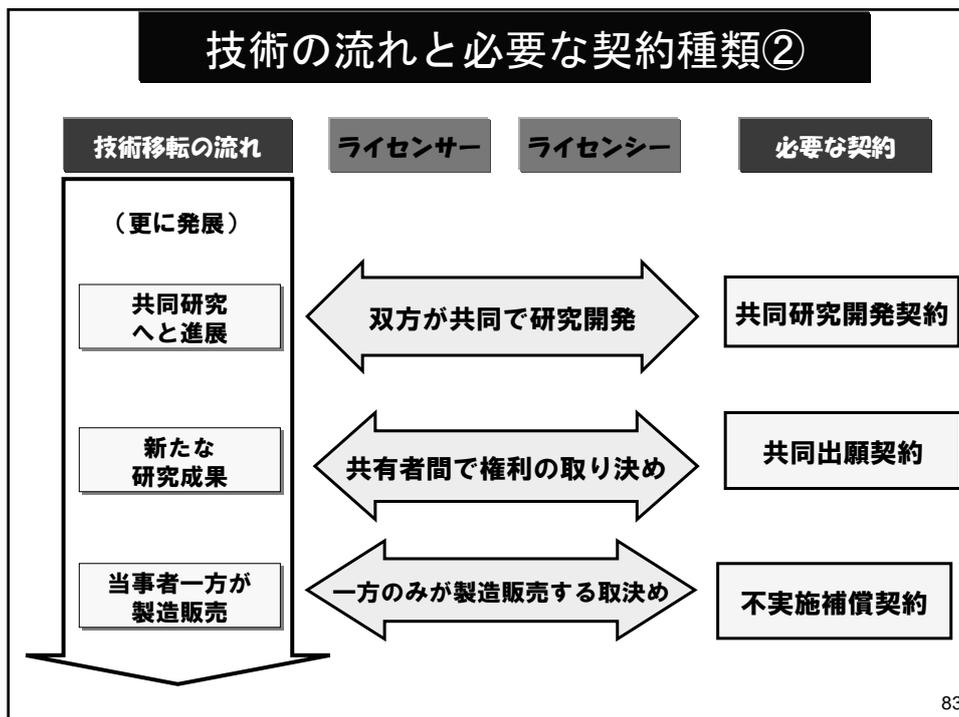
- ⑧ 特定の商標の利用の義務付け
- ⑨ 最善実施努力義務
- ⑩ ノウハウの秘密保持義務
- ⑪ 改良技術の非独占的ライセンス義務
- ⑫ 取得知識、経験の報告義務

81

技術の流れと必要な契約種類①



82



契約書はどのように書けば良いか

定型契約書を利用しよう

- ・ 業務上の効率 = 安心、能率的
- ・ 契約条項を十分に吟味した定型契約書を準備
- ・ 契約書作成者の要件 → 幅広い知識
(経営、営業、技術、法律等)
- ・ ON THE JOB TRAINING (OJT)
- ・ 契約書作成者 ≠ 代書屋

契約書作成にあたっては、
弁護士等の専門家に相談を！

84

契約書はどのように書けばよいですか

ポイント: 条文配列のコツを頭に入れて作成します。

- ① 契約内容の法律上の意味を把握しましょう。
- ② 取引の流れに従って条文の配列を考えましょう。
- ③ 重要な条文は先に、付随的な条文は後にしましょう。
- ④ 似たような条文は一つにまとめましょう。
- ⑤ 条文の整合性を取りましょう。

85

「秘密保持契約」と 「オプション契約」



86

ノウハウ・秘密情報の保護

営業秘密とは

産業上・技術上有用で、人に知られていない情報であって、秘密として管理されているもの

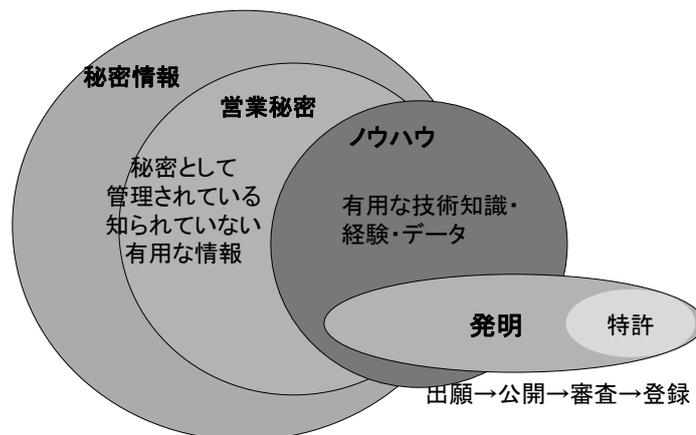
営業秘密の三要件

- 有用性(産業上又は技術上有用): 情報そのものの属性
- 非公知性(公然と知られていない): 情報そのものの属性
- 秘密管理性(秘密として管理されている)



87

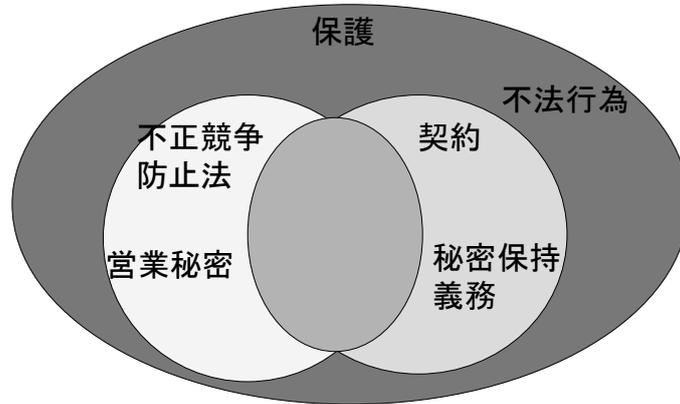
ノウハウ・秘密情報とは



88

88

ノウハウ・秘密情報の保護



89

89

技術情報の種類

1. 公開性情報：
問題なく開示できる情報
2. 非公開性情報：秘密性のある情報
 - 2-1. 秘密保持義務を負うことにより開示可能な情報
 - 2-2. 特段の事情がない限り開示しない情報

90

秘密保持契約の位置付け

1. 特許・技術移転の第一歩
2. 相互信頼の構築
→ 良きパートナーとなり得るか

91

秘密保持の対象

1. 権利者：
移転対象の特許・技術の内容
2. 実施希望者：
導入特許等に係る事業展開の概要

92

秘密保持契約の内容

1. 「双務契約」と「片務契約」
2. 内 容
 - ・ 対象情報の特定 ・ 情報の使用目的
 - ・ 検討期間 ・ 検討結果の通知
 - ・ 次段階への移行—契約の締結
 - ・ 秘密保持 ・ 期 間
 - ・ 期間終了後の取扱い

93

秘密保持契約の締結

1. 作成者：
情報開示者(特許・技術所有者)
2. 締結時期：
情報開示前が望ましい
3. 調印者：情報受領者の上長、当人
情報提供者の上長、当人

94

契約書(案)作成者の目の付け所

1. 契約書(案)はライセンサーが作成すべき
2. 条項の表現は契約書(案)作成者有利に
→ 相手当事者に対し、ネゴ代を持つ

95

技術情報取扱覚書 〔契約書文例〕

秘密保持契約書／双務契約

甲：〇〇〇〇株式会社

乙：△△△△株式会社

96

【秘密保持契約書/双務契約】

前 文

〇〇〇〇株式会社(以下「甲」という。)と△△△△株式会社(以下「乙」という。)とは、甲が所有する“〇〇〇(特許・技術移転対象技術)〇〇〇”に関して甲が乙に提供する技術情報等の取扱いについて、次のとおり約定する。

97

【秘密保持契約書/双務契約】

第 1 条 (定 義)

本覚書中で使用される用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「本件特許」とは、本覚書締結日現在において甲が単独で所有する次の特許権をいう。

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号
OR 特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇
「 (発明の名称) 」

98

【秘密保持契約書/双務契約】

- (2)「本件技術」とは、本件特許の特許請求の範囲において規定する〇〇(特許・技術移転対象技術)〇〇をいう。
- (3)「本技術情報」とは、平成 年 月 日における本件技術に係わる打合せ[説明会]において、乙が甲から文書又は口頭で説明を受けた本件技術に係る情報をいい、その際に提供を受けた〇〇(事業化検討製品)〇〇のサンプルを含む。

99

【秘密保持契約書/双務契約】

第 2 条 (本技術情報の使用範囲)

1. 乙は、甲から提供を受けた本技術情報を、〇〇(事業化検討製品)〇〇の事業化の検討(市場性の検討を含み、以下「本検討」という。)にのみ使用する。
2. 乙は、甲から提供を受けた本技術情報を、乙自身の使用にのみ供するものとし第三者の使用に供してはならない。
3. 本検討の期間は、本覚書締結の日から6か月間とする。

100

【秘密保持契約書/双務契約】
第3条（乙における本検討内容の通知）

1. 乙は、本検討が終了した場合には、速やかにその結果を甲に連絡する。
2. 乙は、甲から本検討の進捗状況について問い合わせがあった場合には、誠意を以ってその現状を説明する。

101

【秘密保持契約書/双務契約】
第4条（乙における本件技術等の採用）

1. 乙は、本検討の結果、乙において〇〇(事業化検討製品)〇〇の事業化の方針が定まった場合には、本件特許の実施許諾及び本件技術に係る技術供与(技術情報の提供、技術指導等)を甲に書面により申し入れる。
2. 乙から甲に対して前項の申し入れがあった場合には、甲及び乙は、両者別途協議のうえ、本件特許及び本件技術に関して特許ライセンス契約等の契約を締結する。

102

【秘密保持契約書/双務契約】
第5条（秘密保持）

1. 乙は、甲から提供を受けた本技術情報及び甲から知り得た業務上の事項のうち甲から秘密保持を要求された情報を秘密に保持し、以下の各号に該当する情報を除き、第三者に漏洩又は開示してはならない。
 - (1) 情報提供者(甲)から 情報
 - (2) 公知であることが明らかな情報
 - (3) 秘密保持指定(甲から許可) 情報
 - (4) 秘密保持指定(甲が公表) 情報

103

【秘密保持契約書/双務契約】

2. 甲は、乙から知り得た業務上の事項のうち乙から秘密保持を要求された情報を秘密に保持し、第三者に漏洩又は開示してはならない。
3. 甲及び乙は、本覚書終了の日から3年間、本条の秘密保持義務を遵守する。

104

【秘密保持契約書/双務契約】
第6条（期 間）

本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から1年間とする。

105

【秘密保持契約書/双務契約】
第7条（協議事項）

本覚書の各条項に関して生じた疑義又は本覚書に定めのない事項については、甲乙両者協議のうえこれを処理する。

106

【秘密保持契約書/双務契約】

後 文

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲，乙において記名・捺印のうえ各1通を保有する。

107

【秘密保持契約書/双務契約】

甲 [特許・技術所有者]
(住 所)
〇〇〇〇 株式会社
(担当部署)
(担当責任者)

乙 [特許・技術導入希望者]
(住 所)
△△△△ 株式会社
(担当部署)
(担当責任者)

108

確 認 書
〔簡易型/契約書文例〕

秘密保持契約書／片務契約

〇〇〇〇〇株式会社 御中

(会社・機関名)
(部署・役職名)
(担当責任者名)

109

【秘密保持契約書/片務契約】

前 文

確 認 書

今般、弊社が下記の特許権／特許出願(以下、「本件特許」という。)に係る特許・技術の内容について貴社から説明を受けるに際し、次の事項を遵守するものとします。

記

特許関連番号 :

発明の名称 :

110

【秘密保持契約書/片務契約】
技術情報の使用目的

1. 技術説明に際して貴社から書面又は口頭にて提供を受けた技術情報(以下、「本技術情報」という。)については、弊社における〇〇(事業化検討製品)〇〇の企業化の検討(市場性の検討を含む。)のためにのみ使用することとし、他の目的のためには使用しないこと。

111

【秘密保持契約書/片務契約】
秘密保持

2. 本技術情報のうち貴社から秘密保持の指定を受けた情報については、次の各号に該当する情報を除き、第三者に開示又は漏洩しないこと。
 - (1) 公知であることが明らかな情報
 - (2) ……貴社から開示の許可を得た情報
 - (3) ……貴社が公表した情報

112

【秘密保持契約書/片務契約】
検討結果の通知

3. 弊社における〇〇(事業化検討製品)〇〇の事業化の検討が終了した場合には、速やかにその結果を貴社に通知すること。
また、当該検討の進捗状況について貴社から問い合わせがあった場合には、誠意をもってその現状を説明すること。

113

【秘密保持契約書/片務契約】
契約の締結

4. 弊社における事業化検討の結果、弊社が〇〇(事業化検討製品)〇〇を業として製造(第三者への製造委託及び第三者からの購入を含む。)し販売もしくは使用する場合には、事前に貴社に通知し、必要に応じて貴社と特許実施契約又は技術援助契約等の契約を締結すること。

114

【秘密保持契約書/片務契約】
期間及び期間終了後の取扱い

5. 本確認書の有効期間は、本確認書提出の日から6か月間とすること。

ただし、第2項の秘密保持義務については、本項柱書きに係わらず、本確認書提出の日から3年間とすること。

115

【秘密保持契約書/片務契約】
情報受領者のサイン

平成 年 月 日

情報受領者 (会社・機関名)
[来訪者] (部署・役職名)
(担当責任者名) (印)

116

【秘密保持契約書/片務契約】
情報提供者の確認

拝 承

上記確認事項の遵守方、よろしくお願
い
します。

情報提供者 (会社・機関名)
[説明者] (部署・役職名)
(担当責任者名) (印)

117

技術への接近と秘密保持契約

Gentlemen :

(中略)

It is our understanding that you desire a disclosure of sufficient Technical Information to enable you to determine the technical and economic feasibility of the XYZ Process for your specific process requirements, and that you will protect this information which is of a confidential character.

ABC COMPANY will in its discretion make available to you certain Technical Information to the extent that ABC COMPANY has the right to make same available to you relating to the XYZ Process, on the following terms and conditions :

(中略)

(3) You agree that you will not, without the written permission of ABC COMPANY, use the Technical Information which you are obligated hereunder : to maintain in confidence for any purpose other than to enable you to determine the technical and economic feasibility of the XYZ Process for your specific requirements.

(以下略)

【恐るべし秘密保持契約→悔るなかれ】

118

演 習

X社とY社は、これから特許ライセンス契約を締結すべく事前に秘密保持契約書を締結することを検討している。X社は、Y社の事業分野における複数の優れた特許を保有しており、Y社は、そのうちのいくつかの特許の実実施許諾をX社から受けて事業化したいと考えている。

Y社の担当者は、X社から秘密保持契約書(案)を受け取った。この場合、Y社として最も変更してもらいたい条項は、第何条であるか。また、なぜその条項を選んだのか理由を述べてください。

ア 第1条 イ 第2条 ウ 第4条 エ 第5条

119

秘密保持契約書(案)

X株式会社(以下「甲」という)とY株式会社(以下「乙」という)とは、甲が乙に開示する一切の情報等の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(秘密情報)

本契約における秘密情報とは、甲が乙に対し書面又は口頭その他方法の如何を問わず開示する技術上及び営業上の情報、本契約の存在・内容その他一切の情報(以下「秘密情報」という)をいう。但し、下記のものは秘密情報には含まれない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報に関係なく、独自に収集した情報
- (4) 開示を受けたとき公知であった情報
- (5) 開示を受けた後自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (6) 法令による開示が義務づけられた情報(但し、この場合事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。)

120

第2条(秘密情報の取扱い)

1. 乙は、秘密情報及び秘密情報を含む媒体の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
 - (1) 情報取扱管理者を定め、甲から開示・提供された秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって、厳重に保管・管理をする。甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示・漏洩しないものとする。
 - (2) 秘密情報は、甲乙間で定めた目的以外に使用しないものとする。
 - (3) 複製する場合には、必要最低限とし、その複製物は原本と同等の保管・管理をする。
2. 乙は、秘密情報を第三者に開示する場合には、書面による甲の事前承諾を得なければならない。かつ、乙は、当該第三者との間で本契約書と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとし、秘密保持について継続的に当該第三者を監視するものとする。

121

第3条(返還義務)

本契約に基づき開示を受けた秘密情報を含む媒体及びその複製物は、甲の請求がある場合には、直ちに返還するものとする。

第4条(損害賠償等)

乙(乙の役員・従業員を含む)又は第2条第2項で定める者が甲の秘密情報を開示する等、本契約の条項に違反した場合、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、乙はその損害を賠償しなければならない。

第5条(有効期限)

1. 本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満5年間とする。期間満了後の2ヶ月前までに甲乙のいずれからも相手方に対する通知がなければ、本契約は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、第2条の規定は、本契約終了後もなお5年間有効とする。

122

第6条(協議事項)

本契約に定めのない事項、又は本契約について疑義を生じた場合については、協議の上解決する。

第7条(管轄)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。本契約締結の証として、本書を2通作成し、両者署名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

123

オプション契約とは

オプション契約とは

本契約を締結するまでの予約契約
(いわば婚約) 結婚するかどうかの選択権を
与える契約

開示者⇒被開示者に技術情報等を開示
被開示者は提供受けた技術情報等を評価・
検討⇒オプション期間中

124

- オプション契約の行使期間の効果
評価OK⇒本契約の締結(ライセンス契約
共同契約)
評価NO⇒提供受けた技術情報の返還義務
対価の不返還義務

オプション契約の留意点

- ①開示・提供する技術情報等の範囲の取り
決め
- ②秘密保持条項の設定

125

- ③対価条項の設定の有無
対価あり(有償) の場合 本契約に移行
するための前払い金
- ⑤オプション期間 ケースにより異なるが
6ヶ月～1年(婚約期間と合わせて)
- ⑥改良技術等の取り扱い お互いに通知・
協議
- ⑦オプション契約を行使しない⇒技術情報等の
返還義務と評価・検討結果の報告義務

126

例 文

〇〇株式会社(以下甲という)と△△株式会社(以下乙という)とは、甲が所有する××技術に関する特許及びノウハウの乙に対する実施許諾の予約について、次の通り契約を締結する。

以下 条文略

- ①定義②オプションの付与③第三者のオプションの付与④開示⑤オプションの行使⑥秘密保持⑦解約⑧紛争の処理⑨譲渡の禁止⑩契約期間⑪協議

127

契約書の構成

①収入印紙

- * 印紙の種類:収入印紙、特許印紙
- * 収入印紙貼付が必要/不要な契約書(印紙税法で定められている)
- * 特許庁への申請時⇒特許印紙
移転登録⇒収入印紙

特許
印紙

特許実施許諾契約書

株式会社 はつめい 社長 麻生 次郎 (以下「甲」という。)と
B株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の特許第1235421号発明の
名称「×××」を乙に実施許諾することにつき、次の通り契約する。

(定義)

第1条…約定事項(契約内容である本文)
…(中略)

第20条

本契約締結の証として、本契約書4通を作成し、
甲乙これに記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年6月11日…契約書の調印日

東京都港区虎ノ門△-△-△
甲 株式会社 はつめい
社長 麻生 次郎

大阪府淀川区××△-△-△
乙 B 株式会社
知的財産部長 鳩山 花子

宮城県仙台市〇〇区△-△-△
代理人 伊達 門男

北海道札幌市〇〇〇-△-△
立会人 小沢 二郎

丸印



角印

128

契約に必要な収入印紙（印紙税法）

収入印紙貼付
が不要の契約書

特許実施許諾契約書・共同研究契約書
・共同出願契約書・ノウハウ契約書...等

収入印紙貼付
が必要な主な
契約書

譲渡契約書（譲渡金額により印紙税額が異なる）
ただし、1万円未満の譲渡契約は非課税

例：1万円超 10万円以下 200円（1通につき）
100万円超 500万円以下 2,000円（1通につき）
50億円超 60万円（1通につき）

（注）契約金額の記載のないものは200円の収入印紙が必要
○請負契約書（請負金額に応じ収入印紙税額異なる）
○代理店契約（継続的売買契約）一律4000円の収入印紙

収入印紙の貼付がなく
ても契約は有効。
ただし、脱税行為。

（注）特許庁への申請時...特許印紙
移転登録 ...収入印紙

129

契約書の構成

②契約書の名称（表題）

* 表題に法的な意味はない。
（つけておくと契約書名による
仕分けの際に便利）

* 表題は契約内容に符合するもの
でなければならない。

- * { 協定書
- 覚書
- 念書
- 誓約書

も契約書と同じ。

特許
印紙

特許実施許諾契約書

株式会社 はつめい 社長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と
株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の特許第1235421号発明の
名称「×××」を乙に実施許諾することにつき、次の通り契約する。

（定義）
第1条...約定事項（契約内容である本文）
...（中略）
第21条
本契約締結の証として、本契約書4通を作成し、
甲乙これに記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年6月11日...契約書の調印日

東京都港区虎ノ門△-△-△
甲 株式会社 はつめい
社長 ○○ ○○

大阪府淀川区××△-△-△
乙 B 株式会社
知的財産部長 阪急 花子

宮城県仙台市○○区△-△-△
代理人 伊達 門男

北海道札幌市○○○△-△-△
立会人 山田 虎太郎

丸印

角印

130

契約書の構成

③前文

- * 前文の有無で法的効果に差異は生じない。
- * 前文を設けた場合、前文は契約の一部とみなされ、裁判所による契約解釈の資料となる。
- * 前文には、
 - ・当事者の表示
 - ・契約の目的
 - ・契約意思 などを記載する。
- * 契約の当事者資格
 - ①法人
 - ②自然人(個人)

特許
印紙

特許実施許諾契約書

株式会社 はつめい 社長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と
B株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の特許第1235421号発明の
名称「×××」を乙に実施許諾することにつき、次の通り契約する。

(定義)
第1条…約定事項(契約内容である本文)
…(中略)
第21条
本契約締結の証として、本契約書4通を作成し、
甲乙これに記名押印のうえ各1通を保有する。

丸印

平成21年6月11日…契約書の調印日

東京都港区虎ノ門△-△-△
甲 株式会社 はつめい
社長 ○○ ○○

大阪府淀川区××△-△-△
乙 B 株式会社
知的財産部長 阪急 花子

宮城県仙台市○○区△-△-△
代理人 伊達 門男

北海道札幌市○○○-△-△
立会人 山田 虎太郎

角印

131

契約書の構成

④見出し・本文・後文

- * 見出し: 法的効力はないが、見出しがあると、そこに書いてある内容が分かる。
- * 本文: 契約の内容
- * 後文: 法的意味はない。単に契約書の体裁を整えるもの。

特許
印紙

特許実施許諾契約書

株式会社 はつめい 社長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と
B株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の特許第1235421号発明の
名称「×××」を乙に実施許諾することにつき、次の通り契約する。

(定義)
第1条…約定事項(契約内容である本文)
…(中略)
第21条
本契約締結の証として、本契約書4通を作成し、
甲乙これに記名押印のうえ各1通を保有する。

丸印

平成21年6月11日…契約書の調印日

東京都港区虎ノ門△-△-△
甲 株式会社 はつめい
社長 ○○ ○○

大阪府淀川区××△-△-△
乙 B 株式会社
知的財産部長 阪急 花子

宮城県仙台市○○区△-△-△
代理人 伊達 門男

北海道札幌市○○○-△-△
立会人 山田 虎太郎

角印

132

契約書の構成

⑤ 調印者

契約当事者の表示・役職

* 原則的に代表者が調印する。
⇒ 社長 ≠ 代表取締役社長

* 【契約当事者が個人の場合…】

・住所
・氏名

を記載

【契約当事者が会社の場合…】

・本社所在地
・商号(会社の名称)
・役職名
・氏名

を記載

* 【代理人】と【立会人】の違い

特許
印紙

特許実施許諾契約書

株式会社 はつめい 社長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と
B株式会社 (以下「乙」という。)とは、甲の特許第1235421号発明の
名称「×××」を乙に実施許諾することにつき、次の通り契約する。

(定義)

第1条…約定事項(契約内容である本文)

…(中略)

第21条

本契約締結の証として、本契約書4通を作成し、
甲乙これに記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年6月11日…契約書の調印日

東京都港区虎ノ門△-△-△
甲 株式会社 はつめい

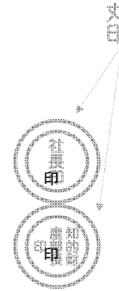
社長 ○○ ○○

大阪府淀川区××△-△-△
乙 B株式会社

知的財産部長 阪急 花子

宮城県仙台市○○区△-△-△
代理人 伊達 門男

北海道札幌市○○△-△-△
立会人 山田 虎太郎



133

契約書の構成

⑥ 印鑑

* 押印用の印鑑は必ずしも
実印でなくて良い

* 角印と丸印の違い

* 捺印と押印の使い分け

* 正しい捺印のしかた

◎ 田中 太郎

× 田中 太郎

特許
印紙

特許実施許諾契約書

株式会社 はつめい 社長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と
B株式会社 (以下「乙」という。)とは、甲の特許第1235421号発明の
名称「×××」を乙に実施許諾することにつき、次の通り契約する。

(定義)

第1条…約定事項(契約内容である本文)

…(中略)

第21条

本契約締結の証として、本契約書4通を作成し、
甲乙これに記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年6月11日…契約書の調印日

東京都港区虎ノ門△-△-△
甲 株式会社 はつめい

社長 ○○ ○○

大阪府淀川区××△-△-△
乙 B株式会社

知的財産部長 阪急 花子

宮城県仙台市○○区△-△-△
代理人 伊達 門男

北海道札幌市○○△-△-△
立会人 山田 虎太郎



角印

134



実施許諾の対象となるもの

～実施許諾の対象～

1. 発明に関する実施許諾の対象物

- ①特許発明
- ②公開出願発明
- ③未公開出願発明

2. 発明以外の実施許諾対象物

■ノウハウ: 産業上の技術に係る秘密性を有する知識・経験に基づく物
 (設計図面 フローチャート 実験データ等)

※出願時の特許請求の範囲と比べて
 登録時の特許請求の範囲は多くの場合、減縮されることに留意!



135



ライセンサー・ライセンシーとは何でしょうか？

実施許諾 = ライセンス

利害が
 相反する
 立場の違い



ライセンサーとは…

特許権者(特許権実施許諾者)

ライセンシーとは…

特許実施権者



136

特許法で定める実施権

①法定実施権：特許法の規定により直接発生する次の五種の通常実施権

- ・先使用（特§79）
- ・職務発明（特§35）
- ・無効審判（特§80）
- ・再審（特§176）
- ・意匠権の存続期間満了（特§81）

②裁定実施権：特許庁長官または経済産業大臣の裁定により発生する次の二種の通常実施権

- * 特許庁長官裁定
 - ・利用発明（特§92）
 - ・不実施（特§83）
- * 経済産業大臣裁定
 - ・公益上特に必要（特§93）

137

③許諾（約定）実施権：当事者間の約定により発生する実施権

1) 特許発明に関する許諾実施権

- ・専用実施権
- ・通常実施権
- ・独占的通常実施権
- ・非独占的通常実施権

2) 出願発明、ノウハウ等に関する許諾実施権

- ・仮専用実施権（平成21年～）
- ・仮通常実施権（平成21年～）
- ・独占実施権
- ・非独占実施権
- ・明示的実施権と黙示的実施権

他

138

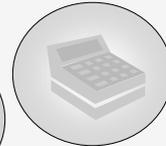
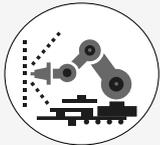


特許の実施とは？

簡単に言えば…

特許を使って、特許製品等を

製造・使用・販売 をすること



☆詳しくは…特許法第2条3項に規定

139



～特許法に規定されている約定実施権～ 専用実施権と通常実施権

(仮)専用実施権

専用実施権者だけが**専属的に**
特許発明を実施できる

よって…



特許権者であっても、専用実施権者の同意なしに実施できない。

(仮)通常実施権

特許権者から実施権を受ければ、
誰でも特許発明を実施できる

140

契約に当たっての基本的留意点

A 許諾特許は適切に維持されているか

適切に維持されていないケース

- ① 権利期間が満了
- ② 特許料不納による権利消滅
- ③ 審査未請求によるみなし取り下げ
- ④ 拒絶査定確定
- ⑤ 無効審判における無効の確定
- ⑥ 第三者への権利譲渡

141

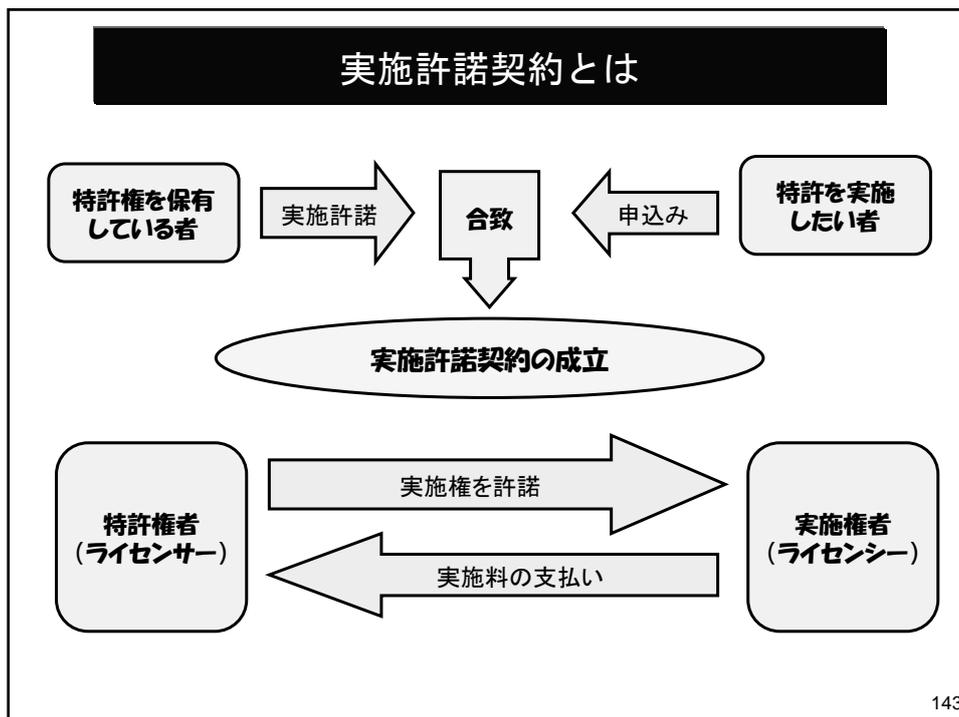
B 実施許諾の権限

実施許諾者(ライセンサー)が
対象特許を実施許諾する権限を有しているか

実施許諾権限がないケース

- ① 対象特許を社長等個人が出願人となっていて、
ライセンサーに実施許諾権限がない
- ② 専用実施権を許諾している
- ③ 共有特許の場合、他の共有者の同意がない

142



条文例と解説

一般的には、当事者として、日本の契約の場合
 ライセンサー(実施許諾者)を甲
 ライセンスー(実施権者)を乙とする
 場合が多いが、甲、乙の力関係で逆転
 する場合がある。(たとえば大企業と
 中小企業 中国企業と日本企業の場合)

144

特許実施契約書

(標準)目次

前文

第1条 定義

第2条 実施許諾

第3条 輸出

第4条 下請実施

第5条 再実施許諾

第6条 実施権設定登録

第7条 対価及び支払方法

第8条 対価の不返還

第9条 実施報告及び帳簿等の保管、検査等

第10条 本件特許の維持

第11条 乙の実施義務

第12条 ライセンサーの担保責任(保証)

第13条 ライセンシーの最善努力

第14条 改良発明(改良技術)

第15条 原材料、部品の購入義務

第16条 不爭義務

第17条 競争品等の取扱い

第18条 秘密保持

第19条 特許表示、実施表示等(表示)

第20条 侵害

第21条 最恵待遇

第22条 契約期間及び更新

第23条 解約

第24条 契約終了後の措置

第25条 不可抗力

第26条 譲渡(譲渡禁止)

第27条 通知

第28条 完全合意

第29条 紛争の解決

第30条 協議

後文

～目次の効果～

規定すべき事項の遺漏・重複の防止 ➡ 完成度UP 効率性UP

145

前文

発明株式会社(以下甲という)と考案株式会社(以下乙という)とは、甲の所有する特許権の実施許諾に関し次の通り契約を締結する。

- 前文 当事者を完全 正確に表示
- 住所は会社登記簿の住所とする
- 契約末尾に住所を記載するのが一般的
- 義務履行地(民484 商516) 管轄裁判所
- (民訴4)を規定する基準

146

英米式の契約前文

前文の構成

- ①書き出し部分
- ②WHEREASCLAUSE（またはRECITALS）
- ③約因（CONSIDERATION）の陳述部分

日本の契約前文と比べ、長い
裁判時の判断のより所

147



第1条 定義

第1条(定義)

本契約において使用する次の用語の意味は、以下のとおりとする。

- (1)「本件製品」とは、本件特許を使用して乙が製造・販売した製品及びその部品をいう。
- (2)「本件特許」とは、本件製品に関して甲が本契約締結日現在所有している特許第〇〇〇号 発明の名称「△△△」をいう。
- (3)「正味販売価格」とは、本件製品の販売価格から、梱包費、輸送費及び保険料を控除したものをいう。



定義

使用頻度、用語の概念の複雑性、その他の必要性により決定する。

148

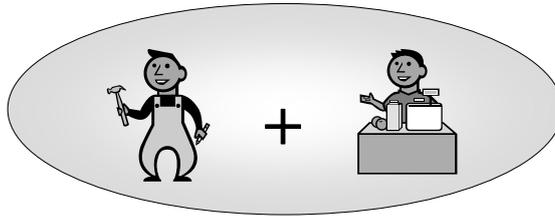


第2条 実施許諾

第2条(実施許諾)

- 甲は、本契約の期間中、乙に本件特許に基づいて日本国内において本件製品を製造及び販売する通常実施権を許諾する。
- 2 乙は、第三者に再実施権を与える権利を有しない。

製造・(使用)・販売はセットで許諾が一般的



専用実施権の許諾を受ける場合、「甲は本契約の設定範囲について、第三者にライセンスしていない旨を約束する」という規定を入れる

149



第3条 輸出

第3条(輸出)

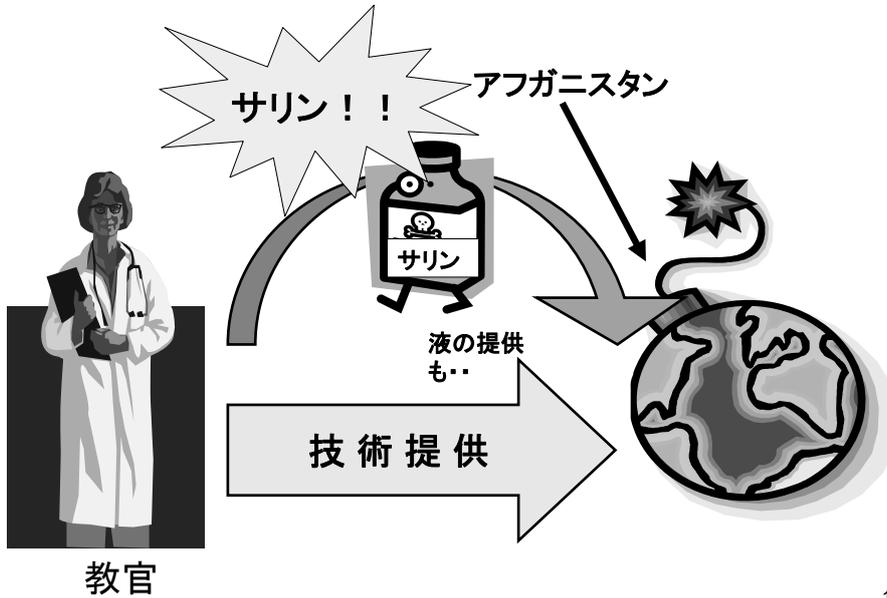
- ①乙は、本件製品を輸出してはならない。
- ②乙は、本件製品を輸出することができる。 → 輸出管理

甲が当該輸出国に特許権を有していない場合の制限は、独禁法に抵触する恐れあり。

また、本件製品が、輸出管理(昔ココム)に抵触する恐れがあるものは、経済産業省に事前相談のこと

150

外為法違反



第4条(下請実施)

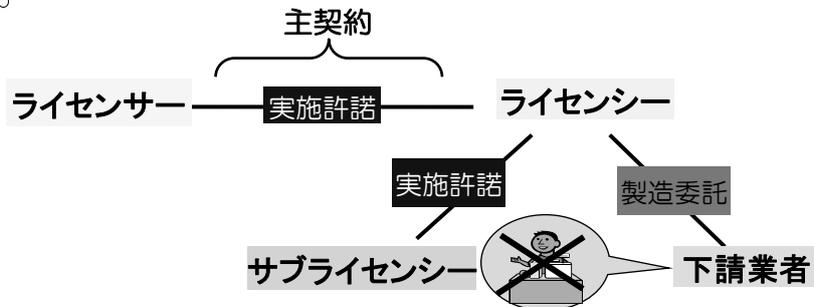
第4条(下請実施)

乙は、本件製品を第三者に下請製造させてはならない。

乙が、本件製品の一部品を第三者に下請製造させることは、原則自由と解されている。



サブライセンス権(再実施権)と下請製造との違い





第5条(再実施許諾)

第5条(再実施許諾)

(例文1)

乙は、再実施権を第三者に許諾してはならない

(例文2)

乙は、甲の事前承諾を得た者に対してのみ再実施権を許諾することができる。

契約中に別段の規定が無い限り、乙は第三者に再実施権を許諾しえないものと解されている。

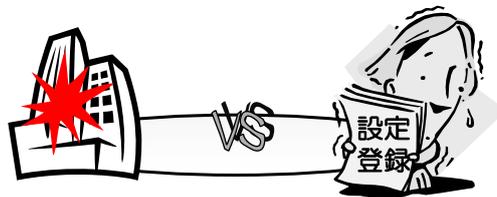
153



第6条 実施権設定登録

第6条(実施権設定登録)

甲は、乙の要求により、本件特許について、2条に規定する通常実施権の設定登録に必要な書類を無償で乙に提供する。



設定登録方法

特許権(含出願中)の実施許諾契約

(仮)専用実施権⇒特許庁に設定登録により、効力が生じる。

(仮)通常実施権⇒特許庁に設定登録により、第三者に対抗することができる。

実施権の登録者は甲である。特許権者(登録義務者)と実施権者(登録権利者)の双方で手続きするのが一般的。

154

1. 特許法等の一部改正 (施行日 平成21年4月1日)

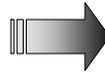
特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度

① 仮専用実施権及び仮通常実施権の登録制度の創設

特許出願段階におけるライセンスについて、特許法上の権利として、新たに「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」を設け、併せてその登録制度を設ける。
(特許法第27条、第34条の2及び第34条の3)

改正前

- 特許権成立前のライセンスについて規定なし。
- 特許権成立前のライセンスを登録することができない。



改正後

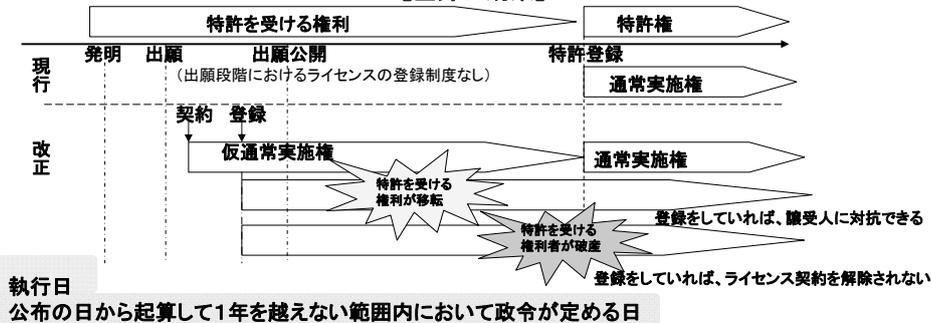
- 特許出願後、特許権成立前におけるライセンスとして、「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」を創設。
- 「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」の登録制度を創設。

155

② 登録の効果

- 「仮通常実施権」又は「仮専用実施権」の登録を備えたライセンシーは、特許権成立前であっても、登録した内容を第三者に対抗できる。
- 特許を受ける権利を有する者が破産した場合においても、破産法第56条の適用により、破産管財人はライセンス契約を解除することができない。
- *「仮専用実施権」については、専用実施権と同様に登録を効力発生要件とし、「仮通常実施権」については、通常実施権の場合と同様に登録を対抗要件とする。

【登録の効果】



* 特許庁作成資料一部変更

156



第7条 対価及び支払い方法

第7条(対価及び支払い方法)

乙は本契約第2条に基づく実施権許諾の対価として、甲の指定する銀行口座に次の金額を振り込むものとする。

(1) イニシャル

本契約の締結日から30日以内に金〇〇万円を現金にて支払う。

(2) 実施料

毎年3月31日及び9月30日に先立つ6ヶ月間に販売した本件製品について、その正味販売価格の〇〇%の金額を、それぞれ3月31日及び9月30日より30日以内に現金にて支払う。

(3) 本条(1)号及び(2)号で乙から甲に支払われる金額に消費税が加算されるものとし、銀行手数料は乙の負担とする。

157

ライセンス料 (対価)

対価の支払い方法

- (1) **イニシャル+実施料(定額又は正味販売価格の〇%)**
- (2) **実施料(定額又は正味販売価格の〇%)**
- (3) **ランブサム(一括払い)**

実施料の算出方式 確立した算定方法はない

- (1) **純利益三分方式(純利益の1/3)**
- (2) **純利益四分方式(純利益の1/4)**

産業界では販売価格の3~5%の実施料

※ 三分方式(資金力、営業力、特許発明)

四分方式(上記に組織力を加味)

158

ロイヤリティの考え方

<具体例> 「特許ノウハウ実施契約のケース」

- ・特許ノウハウ製品：特許プラス製品全体の製造図面・手順書など
- ・販売価格：1000万円
- ・契約期間：10年
- ・販売量：10台／年
- ・利益率：「粗利」 20%
- ・非独占権

1000万円 × (10年 × 10台／年) = 10億円 (総売上)
10億円 × 20% = 2億円 (ライセンシーの粗利)
2億円 × (1/3 ~ 1/4) = 5000万円 ~ 7000万円
5000万円とすると、イニシャル3000万円 (←ノウハウ保証の趣旨)
(5000万円 - 3000万円) ÷ 100台 = 20万円
20万円 ÷ 1000万円 = 2%

① イニシャル：3000万円 + 実費 R. R. : 2%

② イニシャル：2000万円 + 実費 R. R. : 3%

但し、特許が製品に占める割合を計算できる場合は、その按分により計算する。

159

対価(ミニマム)

ミニマムとは、最低実施料

一般には、独占的な契約にミニマムがつけられる。



あとあと重荷になる場合が多い(要注意)。

160



第8条 対価の不返還

第8条(対価の不返還)

本契約に基づき、乙から甲に支払われた対価は、いかなる事由による場合でも、返還しない。但し、明白な誤計算の場合は、無利子で差額を返還する。

対価の不返還

【特許無効による対価の返還】

判例 * 特許無効に対して対価返還の義務なし

⇒トラブル解決のため、対価不返還条項を明記



やっぱり
ロイヤルティ
返して

161



第9条 実施報告及び帳簿の保管、検査等

第9条(実施報告及び帳簿の保管、検査等)

乙は甲に対し、本契約締結後、毎年3月31日及び9月30日に先立つ6ヶ月間に販売した本件製品の型式、販売数量、総販売額、正味販売価格、控除すべき項目と金額、実施料及び消費税を記載した実施報告書を、それぞれ3月31日及び9月30日より15日以内に送付するものとする

2 乙は、当該期間に本件製品の販売実績がない場合も、その旨を記載した報告書を甲に送付するものとする。

閲覧義務期間について「期間中」「終了後〇年間」のように明記する。

3 乙は、本契約期間中及び終了後〇年間、第4条の実施料支払いの基礎となる会計帳簿、その他の関係書類を保管する。甲及び甲の代理人は、本項の会計帳簿その他の関係書類を閲覧・検査(複写を含む)できるものとする。



162



第10条 本件特許の維持

第11条 乙の実施義務

第10条(本件特許の維持)

甲は、本件特許の特許料を特許庁に納付するものとする。

特別の合意が無くても、甲は本件特許の維持義務を負う。

第11条(乙の実施義務)

乙は、本件製品の製造・販売を促進するため最善の努力を払うものとする。



乙に甲が実施義務を負わせることは、
「知的財産の利用に関する独禁法の指針」
で白条項と明確になった。



163



第12条 ライセンサーの担保責任(保証)

第12条(保証)

甲は、本契約に基づく本件製品の製造・販売から生ずる乙のいかなる損害についても法律上及び契約上一切の責任を負わない。

本条項は、甲と乙との間で紛争を生じないように
実施による責任の所在を明らかにするためもうける。



164



第13条 ライセンシーの最善努力

第13条(ライセンシーの最善努力)

乙は、本契約期間中、本件製品の販売に最善の努力を払うものとする。

本条は、乙が、契約期間中に本件特許を実施して本件製品を販売することを促すためにもうける規定であるが、本条の規定は、独禁法に抵触しないものとされている。



165



第14条 改良発明(改良技術)

第14条(改良技術)

甲又は乙は、本件製品に対し、改良を行ったときは、直ちにその内容を相手方に通知するものとし、一方の当事者は本契約期間中当該改良を無償で実施することができる。



- ・将来のトラブルを避けるため、改良技術とは何をさすのかを明記するのが望ましい。
- ・改良技術の帰属が一方的な場合は、独占禁止法抵触の恐れあり。

帰属について別途協議は当たり前で、協議で決着できなかった場合、どうなるかを明記すること。

166



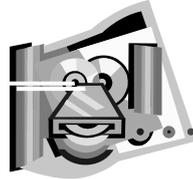
第15条 原材料、部品等の購入義務

第15条(原材料、部品等の購入義務)

乙は、本件製品の製造に必要な原材料等を甲または甲が指定する者から購入するものとする。

原材料等の購入義務が独禁法に抵触しない例

- ・乙の要請・選択の場合
- ・本件製品の品質・性能等を確保するために不可欠



167



第16条 不爭義務

第16条(不爭義務)

乙が、直接又は間接に本件特許の有効性を争う場合、甲は本契約を解約できる。



下記の理由より、このような言い回しにする

不爭義務

「ライセンシーは直接又は間接に本件特許の有効性を争ってはならない」としてしまうと…

⇒ 独占禁止法に抵触する恐れがある。

168



第17条 競争品等の取扱い

第17条(競争品等の取扱い)

乙は、本契約の期間中、本件製品の競争品を製造・販売しようとする場合には、甲と協議するものとする。ただし、本契約締結時点ですでに乙が製造・販売しているものを除く。

ここにいう競争製品とは、本件製品とその使用分野の全部または一部を共通する製品をいう。

契約終了後の競争品の製造・販売の制限は独禁法に抵触の恐れあり



169



第18条 秘密保持

第18条(秘密保持)

本契約の契約期間中及び契約終了後〇年間、甲から秘密保持を条件に開示提供された一切の技術情報を秘密として扱い、事前の書面による甲の同意なしに第三者にこれを開示してはならない。ただし、以下の情報は除く。

- ①開示者からの提供以前に公知となったもの。
- ②開示者からの提供以前にすでに非開示者が所有していたもの。
- ③開示者からあらかじめ同意を得たもの。
- ④開示者から提供された後に、非開示者の責めによらないで公知になったもの。
- ⑤正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されないで適法に取得したもの。

技術資料を箱の中に封印、その箱を甲が保管



書面にて立証

170



第19条 特許表示、実施表示等(表示)

第19条(表示)

乙は、本契約の期間中、本契約に基づいて、乙が製造・販売する本件製品に本件特許の表示をつけることができる。

表示

特許法187条

「…その物又は方法の発明が特許に係る旨の表示を附するよう努めなければならない」

とあるものの…

訓示規定であり、法的拘束力なし

契約で表示義務を課した場合の注意点

発明の名称に食品の効能が書いてあった場合、厚生労働省による認可を取得しないと、薬事法違反になる可能性あり。注意！

(例)



しじみ



PLの問題が生じる可能性あり。「製造上の瑕疵により生じた責任を甲は一切負わない」旨を規定のこと。

171



第20条 侵害

第20条(侵害)

甲は、乙が製造・販売した本件製品が第三者の特許権等を侵害した場合、甲は当該侵害の回避について、乙に協力するものとする。

2 乙は、第三者が本件特許を侵害し又は侵害しようとしていることを知ったときは、直ちにその旨を甲に通知し、侵害の排除又は予防について甲に協力するものとする。

特許等侵害の回避・排除



・第三者の特許権等を侵害した

↑ライセンスを受ける前に特許調査を万全にしなかったライセンシーが解決するのが一般的

・第三者に本件特許を侵害された

↑本件特許の権利者であるライセンサーが解決するのが一般的

172



第21条 最恵待遇

第21条(最恵待遇)

甲が、本契約締結後に実施契約(以下後発契約という)を第三者と締結し、実施料率が本契約のそれよりも低いときには契約書の写しを速やかに乙に送付するものとする。

前項により、後発契約書の受領した乙は、受領の日から10日以内に後発契約で定める実施料の適用を受託するか否かを選択することができる。

先発実施者が後発実施者よりも不利にならないことを確保するために設ける条項



173



第22条 契約期間及び更新(契約有効期間)

第22条契約期間及び更新(契約有効期間)

本契約の有効期間は、本契約の締結日から本件特許の存続期間までとする。

契約有効期間

契約書では契約の始期と終期を明確にすることが重要！

『始期の種類』

- ① 調印日
- ② 合意日
- ③ 発効日

『終期の種類』

- ① 将来の特定の日
- ② 一定期間
- ③ 権利存続期間

状況に応じて、始期・終期それぞれ上記3種類のうち1種類の日付を採用する。

174



第23条 解約(解除)

第23条解約(解除)

甲又は乙が本契約に違反した場合、その是正を催告し、催告後30日以内に相手方が当該違反を是正しないときは、本契約を解約(解除)することができる。

2 甲又は乙が支払いを停止したり、破産・会社更生・民事再生等の申立てをしたり又は他から受け、あるいは差押・仮押・仮処分を受けるなど信用が著しく悪化し若しくは営業を停止したときは、相手方は直ちに本契約を解除することができる。

解除と解約

- ・解除＝最初から契約がなかったことになる
- ・解約＝契約の効力を将来に向かって消滅させること

※『解除』と『解約』は、必ずしも使い分けられるものではない

※ 解消は法律用語ではない

契約の一方的な解約は独禁法における不公正な取引に該当。

175



第24条 契約終了後の措置

第24条(契約終了後の措置)

本契約が終了した場合、乙は直ちに本件特許の実施を中止しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本契約の期間が満了または本契約が乙の責に帰すことのできない事由により終了したときは、乙は、許諾製品の在庫品および仕掛品について第4条の規定に従い、当該満了日または終了日から30日以内に第4条に記載された実施料を甲に支払うものとする。



176



第25条 不可抗力

第25条(不可抗力)

不可抗力事由の発生により本契約で定める債務の履行が不能または著しく困難となった場合には、債務者は速やかにその詳細を相手方に書面で報告するものとする。ここにいう不可抗力事由とは、洪水、暴風雨、戦争、暴動地震、爆発、火災、法令の変更、行政庁の命令・勸告その他当事者の外部から発生する事件であって、債務者通常用いる程度の注意力および予防手段を尽くしても防止し得ないものをいう。



**不可抗力事由が存続する期間だけ延長
され債務者は債務不履行の義務を負わない。
国内契約では本条項を設けている例は少ない。**

177



第26条 譲渡(譲渡禁止)

第26条譲渡(譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約から生じる権利若しくは義務の全部又は一部を当事者の了解なしに第三者に譲渡してはならない。

譲渡内容

譲渡 ≠ 実施許諾



- ・ライセンサーによる譲渡
⇒①特許 ②契約 ③契約上の権利義務
- ・ライセンシーによる譲渡
⇒①契約 ②契約上の権利義務



特²第77 専用実施権は実施の事業と共にする場合、移転できる。

特¹第94 通常実施権は実施の事業と共にする場合、移転できる。

178



第27条 通知

第27条(通知)

本契約で定めるすべての通知、報告、請求等は、本契約に別段の定めがある場合を除き通知をする当事者の代表取締役、またはその代理人が記名押印した書面によるものとする。

通知条項は、適用を受ける通知の範囲、通知の方法、あて先、発効時期などを想定し、将来の紛争を未然に防ぐために設ける。

本条項を設けることは口内契約では少ない。



179



第28条 完全合意

第28条(完全合意)

本契約書は本契約の目的に関する両当事者の完全なる合意ならびに了解を記載したものであり、本契約締結前における両当事者間の一切の論議、契約、了解を吸収し、かつそれらを失効させるものである。

完全合意



契約書が当事者の意思を解釈する唯一の資料である旨を規定した条項

契約以前の覚書やメモなどの内容も契約書に取り入れなければ、無効。

180



第29条 紛争の解決

第29条(紛争の解決)

本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とする。

契約上の紛争の解決方法

①和解

②調停



③仲裁
(原則非公開)

← 海外の紛争処理に多い

④裁判
(原則公開)

← 国内の紛争処理に多い

民訴 ϕ 4では、どの裁判所に訴えるかは、訴えられる側(被告)の所在地を管轄する裁判所となるが、口契約の場合は力関係で裁判所の管轄が決まる場合が多い。

181



第30条 協議

第30条(協議)

甲及び乙は、本契約に規定なき事項又は解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決するものとする。

協議

訓示規定であり、法的に格別の意味は無い。
安心感を共有するはたらき。



国際ライセンス契約では、本条項は見当たらない

182

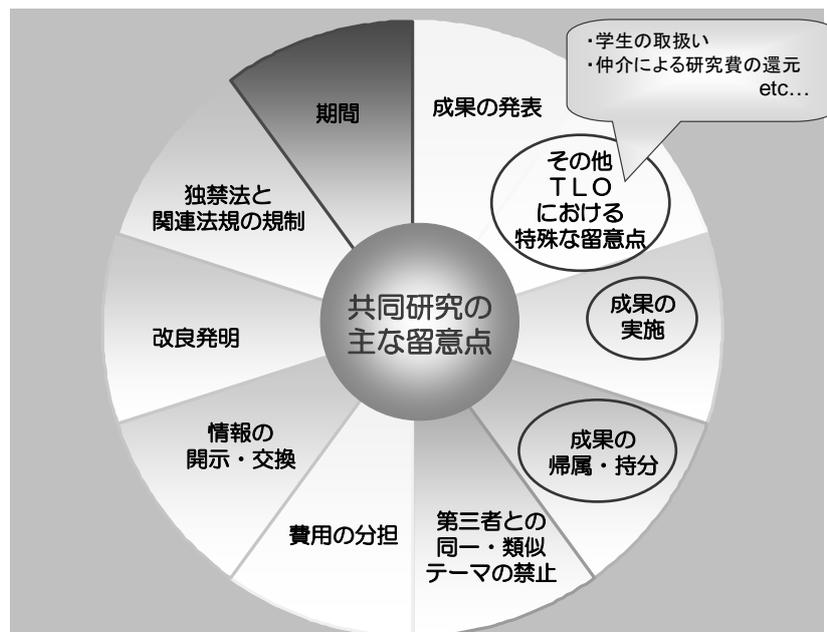
後文(契約書末尾)

本契約の締結の証として本書2通を作成し、
甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

調印者は原則として企業の場合は代表権の
ある人

法的拘束力はない。
体裁を整えるために設ける。

183



184



特許権を他の人と共有する場合は…？

特許権の共有と特許実施許諾契約

～特許法73条(共有に係る特許権)において～

- ① 各共有者は、他の共有者の同意を得ないで
特許発明を自由に実施できる
 - ② 他の共有者の同意を得なければ、
持分の譲渡、質権の設定ができない
 - ③ 他の共有者の同意を得なければ、
第三者に実施許諾ができない
- ※ 米国特許法では、共有者の同意なしにライセンスができる



185

ハンコを押す場所

印紙 **印** ○○○契約書

大阪太郎(以下甲という)と株式会社テクノマート(以下乙という)は××××の特許譲渡について、次のとおり契約を締結する。

第1条()
.....

第2条()
.....

訂正印 **印** 三字削除.....×××
印 二字挿入.....○○.....

第3条()
.....

第4条()
.....

第5条()
.....

第6条()
.....

以上契約の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつ保有する。

印 平成 年 月 日

甲 大阪市浪速区花田町1丁目1番
大阪太郎 **印**

乙 東京都港区虎ノ門5丁目8番5号
株式会社 佐々木工業 **印**

代表取締役 ○○○○ **印**

代理人 ××× 事業部長 ○○○○ **印**

} 記名押印

角印

捨印

ご用心

186



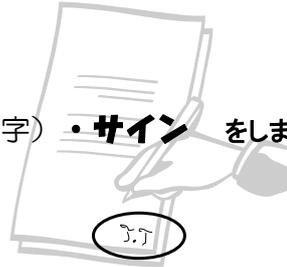
万一、契約書を紛失してしまったら…

- ① 再契約を結ぶ
- ② 相手方からコピーをもらう



その際、改ざんを避けるため、ページの右端に

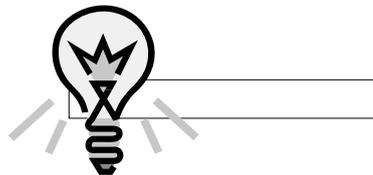
- ・押印
 - または…
 - ・イニシャル（自分の名前の頭文字）
 - ・サイン
- をしましょう。



187

発見と発明

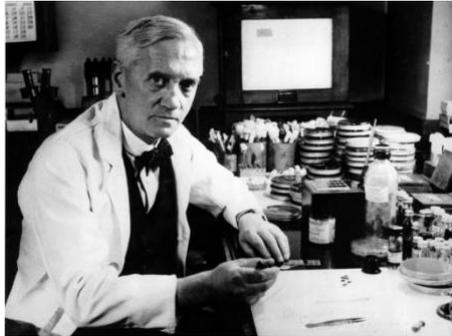
偉人物語



188

アレキサンダー・フレミング

(1881-1955)



フレミングはペニシリンを発見してノーベル賞をとりました。
ここだけの話、発見するだけではノーベル賞はとれそうにありませんでした。

ペニシリンを発見



?



ノーベル生理学・医学賞受賞

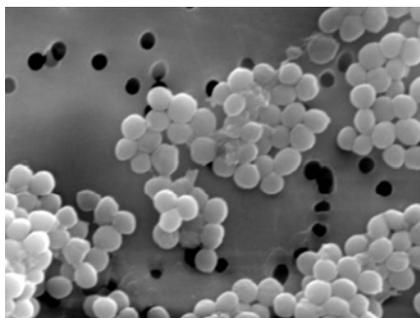
189

失敗から大発見！ フレミング物語

イギリスのあるところに、フレミングという細菌学者が住んでいました。

フレミングは、実験のために使う細菌たちを、とてもかわいがって育てていました。

フレミングは、ブドウ球菌を特にかわりがり、熱心に育てていました。



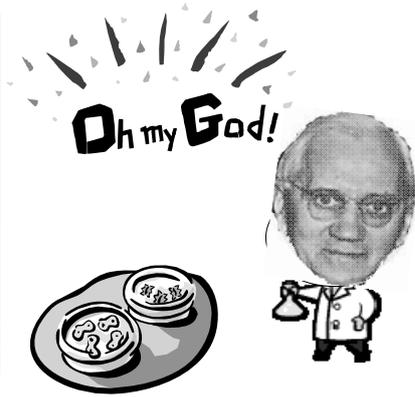
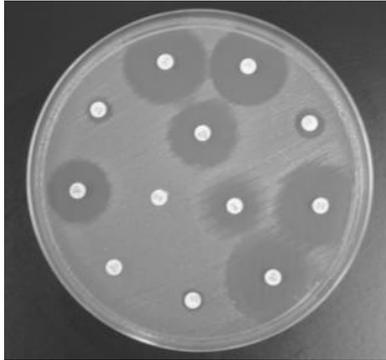
190

1928年のある日、いつものようにブドウ球菌の様子を見てみると・・・

ブドウ球菌のシャーレに

カビ

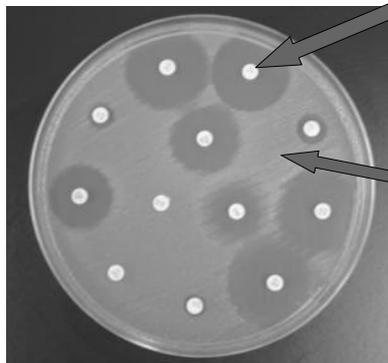
が生えているではありませんか！



191

しかし、よく見てみると・・・

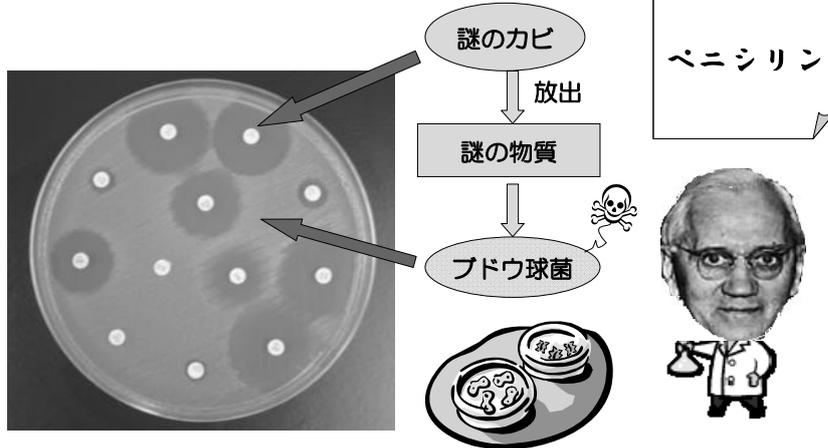
なんと、カビのまわりだけブドウ球菌の発育がおさえられているではありませんか！



192

フレミングは、この「謎のカビ」が細菌を殺す物質を作り出していることを発見しました。

そして、その謎の物質に『ペニシリン』と名づけました

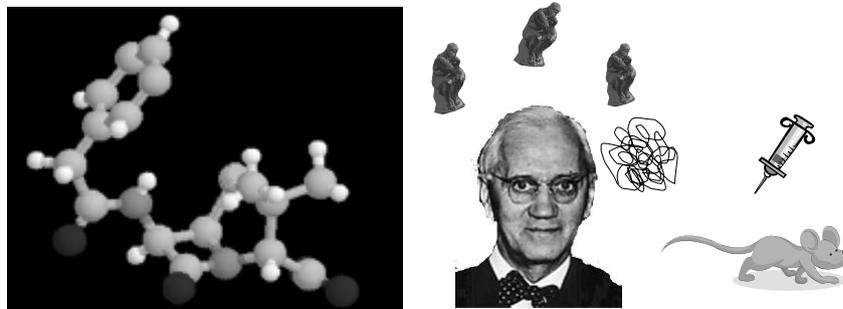


これは、世界で初めての抗生物質の発見です。

ところが、この大発見は、しばらくの間みんなから忘れ去られてしまいました。

フレミングは、マウスにペニシリンを与える実験をし、副作用がないことも確認しました。

でも、アオカビからペニシリンを抽出することは難しく、学术界の理解が得られず研究費の助成金も得られなかったため、実用化の道は閉ざされてしまいました。



それから10年以上たったある日

抗生物質の研究をしているフローリーとチェインが、フレミングの論文を見つけました。

実用化できない
かな～

実用化できない
かな～



ハワード・フローリー
(1898-1968)



エルンスト・チェイン
(1906-1979) 195

二人はアメリカの財団から補助をうけ、研究に打ち込みました。

そして、純粋なペニシリンを抽出することに成功しました。

1943年には、1ヶ月に50万人を治療するペニシリンを大量生産して、多くの命を救いました。



ハワード・フローリー
(1898-1968)



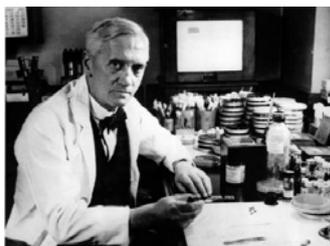
原理+資金+研究

実用化に成功

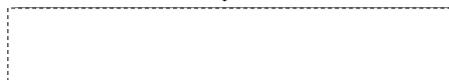


エルンスト・チェイン
(1906-1979) 196

フレミングの発見と、フローリー・チェインの実用化の功績が認められ、3人は1945年にノーベル生理学・医学賞を受賞しました。
 こうして、忘れ去られたフレミングの発見は、フローリーとチェインに実用化されたことで「歴史に残る大発見」になりました。
 めでたしめでたし・・・



ペニシリンを発見



ノーベル生理学・医学賞受賞

197

まとめ

フレミングの発見は特許にならなかった。

なぜ？

① 単なる発見として扱われたから

- ・青カビからペニシリンを抽出できていなかった
- ・臨床試験がなかった

② フレミング自身が特許化に積極的ではなかったから

YES
 フローリーは
 特許を取得



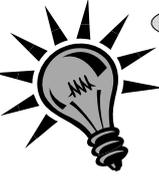
人命に関わる発明は、多くの人に
 使われるべきものだ。
 医学分野での特許化は道徳に反する。

NO!
 特許化

フレミングが特許を取らなかったため、
 ペニシリンの実用化が遅れたとも
 考えられています。
 権利が主張できないものを、莫大な開発費
 をかけて製薬企業は薬にしません！



198

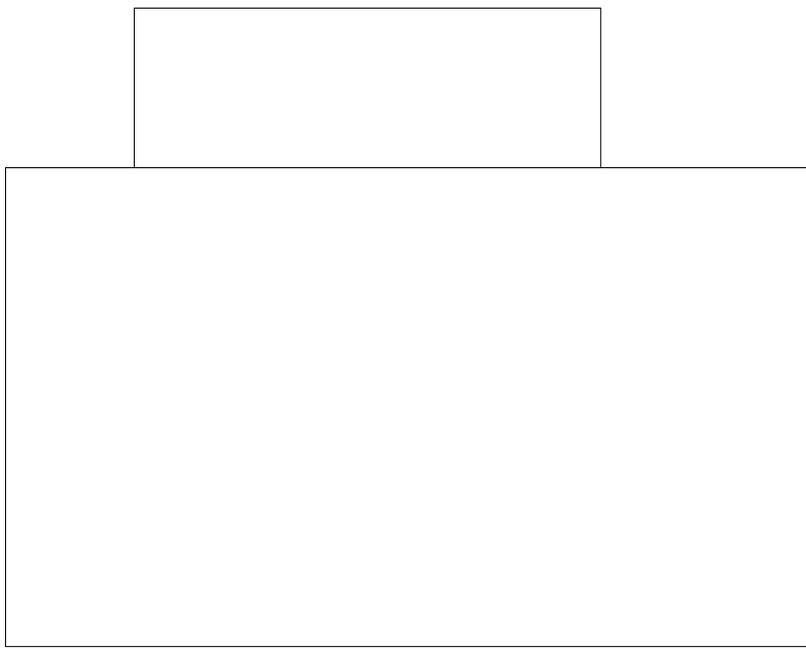


発見・・・！？ 発明・・・！？



長き夜の、遠の眠りの皆目覚め、
波乗り船の音の良きかな

199



200

なるほどと頷くつもり10箇条

- ①高いつもりで低いのが教養
- ②低いつもりで高いのが気位
- ③深いつもりで浅いのが知識
- ④浅いつもりで深いのが欲望
- ⑤厚いつもりで薄いのが人情
- ⑥薄いつもりで厚いのが面の皮
- ⑦強いつもりで弱いのが根性
- ⑧弱いつもりで強いのが自我
- ⑨多いつもりで少ないのが分別
- ⑩少ないつもりで多いのが無駄
オマケ

有るつもりで無いのが技術力
無いつもりで有るのがノウハウ

201



お疲れ様
でした！！

最後に一

ご静聴ありがとうございました★



202